

# 令和3年塩尻市議会3月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 令和3年3月16日（火） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 1号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市基金条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 20号 新市建設計画の変更について

議案第 21号 財産の無償貸付けについて

議案第 23号 松塩地区広域施設組合格約の変更について

議案第 25号 令和3年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

### ○出席委員・議員

委員長 平間 正治 君

副委員長 樋口 千代子 君

委員 永田 公由 君

委員 山口 恵子 君

委員 横沢 英一 君

委員 小澤 彰一 君

議長 丸山 寿子 君

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

## ○議会事務局職員

議会事務局長 小松 秀典 君 議会事務局次長 赤津 廣子 君

---

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。皆さんおそろいですので、ただいまから3月定例会総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席であります。

それでは、審査に入ります前に、理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

### 理事者挨拶

○副市長 委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。御提案を申し上げてございます各議案に対しまして、よろしく御審査いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。詳細については副委員長から申し上げます。

○副委員長 皆さん、おはようございます。今回の委員会は、本日と明日の2日間にわたり審査を行います。なお、明日2日目の委員会及び協議会終了後にコロナワクチン接種会場及びコールセンターの視察を行いますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますようお願いをいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクの使用をお願いいたします。

---

### 議案第1号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、私から議案第1号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料の1ページをお願いします。

提案理由ですけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

改正の概要ですけれども、引用している法律の規定が削除されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に規定するものです。

内容につきましては、条例の新旧対照表で説明させていただきますので、2ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に関わる傷病手当金の支給について定めました現行の条例第8条の2では、新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則より引用しております。このたび引用している規定が削除され、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において改めて定義されることとなりましたが、これに合わせて支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義を本条例の条項で具体的に規定するものとなります。

1 ページにお戻りいただきまして、本条例の施行は公布の日から施行するものです。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問等ございますか。

○永田公由委員 2 ページで、改正案、労務に服することができなくなった日から起算してとあって、傷病手当を支給するとあるのですけれども、この手当の基準、例えば人によって違うと思うのだけれども、その辺はどんな基準があるのですか。

○市民課長 支給の基準につきましては、あくまでも給与等を受給している方に限られますというのが1点です。感染症に感染した、もしくは疑いがあることによって3日以上休むことになった場合につきましては、4日目以降からの支給になります。支給額につきましては、直近3か月から1日の給与等を算定しまして、その3分の2につきまして、休業日数に応じて支給されるものになります。以上です。

○永田公由委員 それは例えば自営業とかという方は、国保に入っていますよね。そういう方の基準というのはどうなるのですか。

○市民課長 今回の国保の傷病手当の支給の目的が、お勤めされている方が休みやすい環境を整えるということが第一の趣旨にあるものですから、あくまでも給与等を受給されているお勤めされている方という形になりますので、自営業の方については支給の対象外となっております。以上です。

○永田公由委員 例えば青色申告で専従者給与をもらっている場合があるのですが、その場合も駄目ということですか。

○市民課長 専従者給与を受給している方については対象となっております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○小澤彰一委員 新型コロナウイルスに関する定義の部分なのですが、これは現在イギリスやブラジルにおいて変異株が大分問題になっていて、日本でも既にクラスターが発生しているのですけれども、これは狭義に解釈すると該当しないことになるのではないですか。

○市民課長 新型コロナウイルスの傷病手当の支給が、令和2年の1月から令和3年の6月末までに労務に服することができない期間となっていることから、現在こちらの改正案のところの条項に盛り込みました、中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限るということで、この期間であれば仮に変異株であっても対象にはなると解されます。以上です。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

## 議案第2号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、次に議案第2号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** それでは、議案第2号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料3ページをお願いします。

提案理由につきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

改正の概要は、地方税法に定める所得控除における基礎控除額の変更に伴い、軽減判定所得基準の見直しをするものとなります。

内容については、条例の新旧対照表で説明させていただきますので、4ページをお願いします。このたびの改正は、平成30年度税制改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられると共に、基礎控除が10万円引き上げられたことにより、所得情報を用いる国民健康保険税の軽減制度に意図しない影響や不利益が及ばないよう規定を整備するものとなります。

第26条において、国民健康保険税の均等割及び平等割の軽減対象世帯の所得基準及び軽減額を規定しています。新旧対照表の4ページから5ページにわたりますが、1号、2号、3号の順でそれぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の所得基準と軽減額を規定しています。このうち現行の所得基準は、7割軽減が33万円を超えるかどうか、5割軽減、2割軽減は33万円に一定額を加算する額を超えるかどうか基準となっております。今回給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げられたことで、現行の33万円のままだと軽減対象範囲に影響が生じてしまうため、43万円に引き上げることで影響を排除するものとなります。なお、給与所得控除を受ける被保険者が複数いらっしゃる世帯においては、43万円に引き上げただけでは計算上影響を排除できないことから、各号中に給与所得控除と公的年金等控除を受けたものが2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加算すると規定することで、当該被保険者数の数に関係なく影響を排除することとしています。

新旧対照表の5ページの下部、第26条の2、見出しの特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、おめくりいただきまして6ページから7ページにかけての附則になりますが、見出しの公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正につきましては、それぞれ今回の改正により対象に影響が生じないよう所要の改正を行うものとなります。

3ページにお戻りいただきまして、本条例の施行は令和3年4月1日から施行するもので、令和3年度以後の年度分の保険税から適用となるものです。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。質問ございますか。

○**永田公由委員** この改正によって、今までの健康保険税が平均で上がるのか、下がるのか。

○**市民課長** 影響が生じないように改正するものですから、変更はございません。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第3号 塩尻市基金条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第3号塩尻市基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第3号塩尻市基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げますので、議案関係資料の8ページをお開きください。

提案理由でございますが、「未来につなぐ医療確保基金」を新たに設置することに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要でございますけれども、遺贈された寄附金及びその他の収入を原資といたしまして、産科医療に従事する医師の確保その他の地域医療の充実を図るために要する費用の財源に充てることを目的とするものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、9ページを御覧いただきたいと思います。9ページ新旧対照表の左の改正案でございます。別表の最後にアンダーラインのとおりでございますが、基金の名称並びに目的及び用途を追加するものでございます。基金の原資といたしましては、故藤牧喜美子様から遺贈された寄附金2億2,917万9,019円を積み立てるものでございます。また基金の用途といたしましては、現在具体的に検討を始めているものといたしましては、産科医などの医学生を対象とした奨学金制度の創設を検討しているというところでございます。こちらにつきましては、令和4年4月の施行を目指して検討を進めている段階でございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問ございますか。

○永田公由委員 令和4年4月の施行ということで、要は1年かけて細かい点を詰めていくということですか。

○財政課長 令和4年には奨学資金の貸出しをしたいということでございまして、それに間に合わせるためには6月ぐらいまでにはおおむね制度、内容を固めまして、9月の議会には、奨学金制度の設置について御提案を申し上げたいという形で、今そういったスケジュールで検討チームが動いておりますので、よろしく願いいたします。

○永田公由委員 本会議で山口委員がこの質問をしたときに、市長が答弁されたときに、市内外を問わず医師を目指す人には希望があれば出すというような答弁だったと思うのですが、それはいいのですか。

○財政課長 市長答弁のとおりではございますけれども、ただ、まだ具体的な内容については、検討チームの会議についてもまだ1回開催したところでございまして、今後さらに詳細については詰めていくという段階でございますので、よろしく願いいたします。

○山口恵子委員 本会議でも質問させていただきましたけれども、特に産科医師が不足しているということで、産科医の育成支援というのは、とてもすごく大事にというか、しっかりやっていきたいという市長の思いをお聞きしたのですが、こども教育部長は、今の段階では貸与型を考えているということでありましたが、特に将来

的に産科医を目指して産科医になった場合は奨学金を返済免除とか、そういうこともしっかり検討チームの中で考えて検討していただきたいと思います。これは要望でいいです。

○小澤彰一委員 この文面を見ますと、産科医療とそのほかの医療の充実とあるので、これは2つのこと言っているわけですか。「その他の地域医療の充実を図るため」とありますけれど、もちろん産科医というのは大変厳しい職場なので、特に女性の医師が就きにくい診療科の1つになっている。ほかにも地域医療を目指すならば、北小野だとか檜川だとか、総合診療科の医師なども多くいてほしいなと思うのですけれども、そういうことを総合的にはお考えにはならないでしょうか。

○財政課長 今回のものは、あくまで産科医療のみに限るものではなくて、その他地域医療ということで、これは一般質問でもお答えをさせていただきましたが、できる限り住み慣れた地域で安心して生活ができるようにということで、地域の医療ですとか介護、総合的な確保が求められているというようなところでございます。そういったところに幅広く、この基金は活用できるようにしたいと考えております。以上でございます。

○委員長 ほかに。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市基金条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第4号 塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第4号塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第4号塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案関係資料で説明いたしますので、資料の10ページをお開きください。

まず、1の改正理由でございますが、特殊勤務手当の見直しに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

次に、2の概要でございますが、現在、行旅病人等取扱作業手当というものがございます。このうち行旅死亡人の取扱いに係る手当の額を引き上げると共に、現在特殊勤務手当のない犬猫等死体処理作業手当の新設をするものなどがございます。

詳細につきましては、11ページの新旧対照表で御説明しますのでお開きください。左側が改正案、右側が現行になっております。まず現行のほうを御覧いただきたいと思いますが、行旅人が病気あるいは死亡した場合の処理作業に従事した場合は、現在1件2,000円の手当を支給してございますけれども、死亡した場合の処理作業に

つきましては、職員の心理的負担それから業務的負担が特に大きいことから、1件4,000円を支給するように改めるものでございます。また、犬猫等の死体の処理につきましては、現在業者に委託をしておりますけれども、緊急的な場合、それから業者が出られない場合等は担当の職員が対応しております。現在職員が担当した場合の手当はございませんけれども、職員が犬猫等の死体の処理に従事した場合、1件500円の手当を支給するものでございます。

10ページへお戻りいただきまして、4、条例の施行等につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。説明につきましては以上です。

○委員長 質疑を行います。質問ございますか。

○副委員長 行旅人の対応はとても大変なのですが、それで随分前に手当の見直しがあって、ずっとこれが認められてこなかったのも、とても賛成です。担当がないのですが、年間件数が上がっているのか、なぜ新設引き上げをしたのかという点についてお聞きしたいと思います。

○総務人事課長 まず現状の人数につきましては、令和2年、本年度につきましては、現在1人ということでございます。それから参考までに、令和元年は該当はおりませんでした。ですので、特に該当者が増えているということではございませんけれども、こちらにつきましては、やはり職員の負担が非常に大きいということ、それから組合等の交渉の中で、ぜひこの手当を新設していただきたいという要求等もございましたので、それを全般的に配慮させていただきまして、今回こちらの条例改正をさせていただくというところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○山口恵子委員 今それぞれ担当課で、例えば森林課だと鳥獣害の死屍、猿などの死体の対応もしていますし、あと環境課では道路上の犬猫や鳥の死骸などもしてもらっていますし、あと福祉課では独居老人が孤独死をした場合も担当したり、あと住宅課でも市営住宅で亡くなっているというケースもいろいろあるのですが、それぞれの担当課で担っている職員の業務が全てこれに当てはめていいのかということと、あと担当課でなくても、たまたま市民としてそういう場面に遭遇した場合、職員という立場でもあるので対処をしたという場合も想定されるのですが、全てこれに当てはめられるのかどうか、その点についてお聞きします。

○総務人事課長 今、委員がおっしゃるように独居老人が亡くなるケースというのは非常に増えてきております。それから鳥獣につきましても、犬猫だけではなくて、カモシカですとかタヌキとかキツネとかハクビシン、あと鳥の関係、カラス等がありますけれども、こういったものを基本的に全てこちらのほうの該当に、手当ということで出させていただく予定でございます。

それから、後段の職員がたまたまその場に行き合わせてということでございますけれども、基本的には専門的な見地等も必要になってまいりますので、担当課の職員にまず連絡をしまして、場合によっては一緒にというような作業に関わることになろうかと思っておりますけれども、そういった場合はケースバイケースで、該当となるようであれば支給をさせていただきたいと考えております。

○永田公由委員 行旅人の担当課はどこですか。

○総務人事課長 福祉課になっています。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 国道でよく猿だとか野生動物がひかれていっているのを見かけますが、これは多分国道維持のほうの

管轄だと思えるのですが、特に鳥の場合には高病原性のウイルスを持っている可能性もあって、大変危険な作業だと思えるのですが、現状では一体どのようにされていたのでしょうか。

○**総務人事課長** 鳥獣等の回収につきましては、国道の場合は、今小澤委員がおっしゃるように、国道事務所へ連絡をして回収後、決められた場所に保管をしまして、本市の生活環境課に連絡が改めてまいりますので、市の職員がそれを受け取りまして、塩尻クリーンセンターのほうへ持込みという形になっております。それから県道とか市道の場合は、直接市の職員が出向きまして回収をしまして、塩尻のクリーンセンターへ持ち込みます。塩尻クリーンセンターを中継しまして、松本のクリーンセンターのほうへ持込みをしまして焼却という形になっております。鳥等が発見された場合につきましては、いわゆる鳥インフルエンザ等の可能性もありますので、基本的には松本保健所等のほうへ連絡をしまして、相談しながら対処しているといったような現状でございます。

○**委員長** ほかにございますか。いいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第4号塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

## 議案第5号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第5号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**情報政策課長** 議案第5号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案関係資料12ページで説明させていただきますので、そちらを御覧ください。

12ページ、1、提案理由です。予防接種法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

2、概要です。市長部局内において個人番号を利用して授受をすることができる事務及び特定個人情報を追加するものです。

内容につきましては、新旧対照表のほうで説明させていただきますので、13ページを御覧ください。現行においては、予防接種法の中の支給に関する事務のみ取り扱うことができるというものになりますが、改正案におきましては、予防接種法の予防接種の実施に関する事務において、番号を取り扱うことができるものと定めるものでございます。

お戻りいただきまして12ページです。条例の施行等ですけれども、公布の日から施行するものです。説明については以上となります。



○委員長 質疑を行います。質問ございますか。

○小澤彰一委員 予防接種の実施に関して適用されるということは、その人の個人情報、特に身体的な健康情報などもこれにひもづけられているのでしょうか。

○情報政策課長 マイナンバーを活用して接種をする上で必要な情報を定めるということになっておりまして、マイナンバーの側に個人の情報がひもづくということではありませんので、そこは小澤委員のおっしゃっているような形にはならないと確認しております。

○委員長 ほかにありますか。いいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第6号 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第6号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 議案第6号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案関係資料で説明をさせていただきますので、資料の14ページをお開きください。

まず、1の提案理由でございますが、令和2年度、本年度でございますが、運用開始を図っております会計年度任用職員に支給する給与等の適正化を図るために必要な改正を行うものでございます。

次に、2の概要ですが、今回、会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償等に関する規定の整備を行うものですが、制度自体や運用自体に変更や見直しはございません。ただ、今年度から制度の運用を図っている中で、一般職との整合で足りていない部分があったり、条例に明確に明記されていなかったものについて、改めて整備を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので15ページをお開きください。左側が改正案、右側が現行になります。まず、改正案の第2条、給与の種類になりますが、ここでは特殊勤務手当について追記をしてございます。会計年度任用職員につきましても、先ほどの犬猫等死体処理作業手当等の特殊勤務手当の支給が該当になることから、改めて明記をするものでございます。

その下の第5条第2項につきましても、同様に特殊勤務手当について明記をさせていただいてございます。

その下でございます。第6条、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給でございます。16ページをおめくりいただきまして、第2項から第4項までになりますけれども、これにつきましては、報酬の支給日、基本毎月

20日となっておりますが、それから月の途中で職員となった場合、実際の勤務日数を日割りで支給額の計算をすることについて、改めて明記をさせていただいています。

次に、第7条でございますけれども、ここでは会計年度任用職員の期末手当の基準日、これは6月1日と12月1日になりますけれども、この時点で勤務日数が6か月に満たない場合、割落としが必要となってまいりますので、その割合について追記をさせていただいているものでございます。

次に18ページをお開きいただきまして、第8条になります。パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償になりますけれども、今まで通勤手当に関する規定等をうたっていないことから、ここで明記をさせていただくものでございます。

次に第10条、それから19ページの第11条につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の給与と期末手当の支給につきまして、パートタイム会計年度任用職員の規定を変えたことにより、引用条例を変えたものでございます。

次に第12条、会計年度任用職員の給与の減額につきましては、月額給、それからフルタイム会計年度任用職員に欠勤等があった場合の給与の減額について整備をさせていただいたものでございます。

内容につきましては以上ですが、14ページにお戻りいただきまして、条例の施行等の施行日につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長 質疑を行います。質問ございますか。

○小澤彰一委員 これはまだ記述されていませんので、こちらの予算書の中の報酬という部分が、それぞれの科目全部給与という名称に変わるということですか。

○総務人事課長 予算上についてはそのとおりでございます。

○小澤彰一委員 これは要望になるのですけれども、正規の職員とパートタイムとかそういう方については、責任の度合いが違うので賃金体系が変わって当然だと思うのですけれども、できましたら同一労働同一賃金という理念にできる限り近づけるように、これからも御努力いただきたいなど。私は改正案については賛成ですけれども、今後もそういう御努力をお願いしたいと、要望です。

○委員長 ほかにありますか。

1点、これとは直接的な関わりはないですけれども、新年度においては再任用の関係とかで大きく変わるとお聞きしているのですが、簡単に説明できればしていただければいいと思いますし、また改めて何かそういう資料等を用いて説明する機会を設けるのか、その点について。

○総務人事課長 まず再任用職員につきましては、現在、退職者を再任用ということで、年金との接続の関係で雇用させていただいておりますが、今まではフルタイムということで、それぞれ再任用させていただいております。しかし、フルタイムということであると、職員の定数に規定上含まれてしまいますので、なかなか全体の職員の配置を見る中で新規の職員の採用が難しかったりとか、全体的に見て非常に職員の配置というところで難しい部分があったので、そこをフルタイムではなくて、短時間勤務の再任用職員ということで振り分けをさせていただいています。

どう違うかということでございますけれども、フルタイムにつきましては一般の職員と同様の働き方、勤務時間が同じでございますけれども、短時間勤務ということとありますと、1週間に15時間半から30時間というこ

とで勤務の選択ができるようになっております。ですので、最高でお勤めをいただきますと、週 30 時間ということであると、1 日 7 時間 45 分ということで計算をしますと週 4 日勤務を限度として勤務ができますし、その方の事情でありますとか職場の状況等に応じて勤務の選択ができるということでございますので、そういう形で再任用職員につきましては方向転換といいますか、もともとあった制度でございますけれども、フルタイムから短時間勤務ということで、勤務の採用の仕方を変えさせていただいているというところでございます。

○委員長 それはフルタイムにするのか、週 4 日なら 4 日にするのかというのは、本人希望ということですか。それとも、フルタイムはある程度、何名ぐらいまでという枠をつくっておいて振り分けするようなことになるのでしょうか。

○総務人事課長 採用される方からしてみると、そこら辺の個人差といいますか、待遇が違ってはいけない部分がございますので、基本的には、全て短時間勤務ということで、今回、移行させていただいています。

○山口恵子委員 今の関連なのですけれども、特に保育現場が、この影響で人手不足の上にさらに人手不足になって、子どもたちの健全な保育に欠けてしまうということがあってはいけないのですけれども、そういったことの影響はあるのかないのかお聞きします。

○総務人事課長 現在、保育園現場につきましては、児童館を含めてという形になりますけれども、児童館の館長はお 1 人、再任用がございまして、短時間勤務にさせていただいておりますけれども、そのほかの一般の保育士等を含める中には、現在、再任用職員はおりませんので、そこで時間が短くなって、子どもたちに大きな影響があるということは今のところないと考えております。

○山口恵子委員 あと、再任用職員、支所長もかなりいらっしゃると思うのですけれども、そちらのほうの影響はどうでしょうか。

○総務人事課長 まだ人事異動の内示前でございますので、具体的なお答えは控えさせていただく部分もございしますが、今まで支所長につきましては、再任用職員を充てていた支所もございしますが、格付けとしましては、課長補佐というところで、位置づけをさせていただいております。しかし、地域のプラットフォーム化も含めてですけれども、これから非常に地域がいろいろな課題を抱える中で、大きな問題がいっぱい出てきております。それぞれ解決していかなければならない課題等もございしますので、そこはしっかり、以前のように課長級を配置するというので、現在考えております。そうしますと、支所長につきましては、再任用職員ではなくて、正規の一般職を今後充てていきたいということで、今のところ考えております。

○委員長 ある意味、急激な変更でもあると思うのです。職員として、自分の人生設計を描いていた方にとっては、急激な変更になる部分もあるので、方向性というか、趣旨について反対するものではないですけれども、職員が、うまく退職後の人生が繋げるようなソフトランディングをしてあげられるような体制を取っていただるように、要望をしておきます。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第20号 新市建設計画の変更について

○委員長 それでは次に、議案第20号新市建設計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営戦略課長 それでは、議案第20号新市建設計画の変更について、御説明をさせていただきます。資料につきましては、議案関係資料の143ページをお願いいたします。新市建設計画の変更についてということで、1番の提案理由でございます。その一部を変更することにつきまして、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づきまして、議会の議決を求めるということでございます。

2番の概要でございますが、(1)としまして、計画期間を令和7年度まで延長する。それから(2)といたしまして、主要事業、財政計画等について見直しを行うものでございます。

詳細につきましては、別冊になりますけれども、新市建設計画の変更(案)の資料をお願いしたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。新市建設計画についてということで、1段落目の後段、一番最後です。本市においては、旧檜川村と平成17年4月に市町村合併を行ったということで、新市建設計画、通称、合併ビジョンと呼ばれているものでありますが、それを策定し、まちづくりの目標、方向性を示すと共に、これに基づく建設計画、財政計画を定めたという内容でございます。

2番の変更の理由でございます。一番最初からですが、上位法の一部改正によりまして、記載市町村以外において地方債の発行できる期間が、合併年度及びそれに続く20年度ということで、5年間延長をされたという内容でございます。2段落目でございますが、教育環境等を充実させるための施設設備を整備、それから、博物館等の文化資源を活用した交流を促進するという内容で、第五次総合戦略第3期中期戦略に盛り込んだ具体的なハード事業について追加をさせていただくという内容でございます。最後の段落、下から3行目でございますが、これまで推進してきた新市の一体性、住民の福祉の向上等を確固としたものとしまして、新市の均衡ある発展を目指すために計画期間を延長したいというものでございます。

3番の変更の概要であります。記載のとおりであります。(1)としまして、終期を令和7年度に延長。(2)としまして、第3期中期戦略期間中のハード事業を見込みました主要事業の修正、追加。(3)としまして、財政計画の時点修正、追加でございます。

具体的には、2ページ以降の新旧対照表で申し上げます。2ページ目の左側、変更案でございますけれども、アンダーライン、平成17年度から令和7年度までの21年間ということで、右側の16か年と比較しまして、5年間延長をさせていただくという修正でございます。その下の欄、3ページですけれども、建設計画でありまして、

(ウ)の子育て支援の本文中、下線のところですが、児童館などということで、「保育園をはじめとする」という記載でありましたけれども、具体的に「児童館」という文言を追加させていただいております。こちらにつきましては、今回の第3期中期戦略実施計画等で提案がありました塩尻児童館の建設について、具体的に盛り込みをさせていただいたという内容でございます。

4ページをお願いいたします。主要事業ということで、左側が変更案でございます。まず、表の中、高齢者福祉、障害者福祉の主要事業の概要の上から3番目、ふれあいセンターの建設、アンダーラインであります。施設・設備の整備ということで修正をさせていただいております。こちらにつきましては、ふれあいセンター等のボイラー関係の老朽化に伴いまして、交換工事等が必要になる見込みでございますので、追加をさせていただいております。一番下、子育て支援の欄につきましては、アンダーライン、児童館施設の整備ということであります。塩尻児童館、中央スポーツ公園の敷地に隣接します、1階が日の出保育園、2階が塩尻児童館という複合施設であります。塩尻児童館部分の施設整備を初め、児童館全体の施設整備に対応したいという内容でございます。

下の段、5ページであります。歴史・自然との共生という中で、(ウ)図書館、文化活動、スポーツの欄でございます。今まで博物館という記載の具体的なものがありませんでしたけれども、今回、第3期中期戦略、それから第六次総合計画を見据える中で、平出博物館の再整備、それから自然博物館の移転等について、盛り込みをさせていただいた内容でございます。

6ページをお願いいたします。主要事業ということでありまして、左の変更案でございますが、学校教育の欄、義務教育学校施設の整備ということでありまして、こちらにつきましては、本年度、木曾檜川小学校の改修工事を実施ということで、令和4年度から義務教育学校施設の開校を予定しているものを追加させていただきました。また、その下の欄、博物館の整備につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

その下、7ページ、財政計画ですけれども、こちらにつきましても、先ほど申し上げました計画期間の5年延長で、16年間で21年間に修正をさせていただくものでございます。

8ページ以降ですけれども、こちらにつきましては、財政計画の時点修正、それから追加をさせていただいたものであります。数値につきましては、一般会計と、本市においては、奨学資金の貸与事業の特別会計を含めました普通会計ベース、当初予算ベースでの修正ということでございます。

8ページの新旧対照表につきましては、元号が令和に変更になりましたので、平成のHの文言修正ですし、下の9ページにつきましては、平成30年度以降の財政推計等に基づきまして、時点修正をさせていただいた内容でございます。

10ページをお願いいたします。こちらにつきましては、令和3年度から令和7年度までの財政推計の追加ということでありまして、第3期中期戦力に掲げる施策等を反映した数値を、普通会計ベースの予算規模で追加をさせていただいたものでございます。

11ページから13ページにつきましては、歳出ということでありまして、考え方は同様で、時点修正、追加をさせていただいたという内容でございます。よろしくをお願いいたします。説明は以上になります。

○委員長 質疑を行います。質問ございますか。

○横沢英一委員 この関係で、合併特例債というのは、大体あとどれくらい残っているのでしょうか。

○財政課長 特例債の関係でございますので、私からお答えをいたします。計画では、これまでの起債の上限額というのが103億6,500万円余でございました。これまでの使用から、令和2年度末、今年度末の見込みといたしましては、残額が6億3,000万円弱でございます。この先、令和3年度から5年度までの第3期中期戦略、こちらの計画を考慮いたしますと、令和5年度末の見込みといたしましては、約3億円というところでございます。

○横沢英一委員 そうすると、あと3億円ということですが、それは使い切ってしまう考えですか。

○財政課長 合併特例債につきましては、今回の第3期中期戦略、また、それ以降の第六次総合計画の中においても非常に有利な起債でございますので、十分に活用させていただきたいと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 3ページのところですけれども、塩尻児童館については、本会議の中で御説明ありましたので、それは納得するのですが、榑川の子どもたちの、支所が移ったところですが、あそこで勉強などしていますが、あれは児童館という扱いではありませんか。

○経営戦略課長 あちらにつきましては、児童館、児童クラブという位置づけではございません。現在、榑川放課後教室ということでありまして、通常だと、児童館、児童クラブの運営につきましては、受益者負担という考え方から、使用料を頂いておりますけれども、榑川放課後児童教室につきましては無償ということで、合併当時から引き続きその形態を継続している内容でございます。今、御質問いただきました通常の旧塩尻市内にある児童クラブとは形態を逸しているという内容でございます。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○議長 放課後児童教室だと、学校が開かれている日は運営されて、児童館とかは、学校がお休みの日でもやっているわけですね。榑川ですとか、あるいは組合立で北小野も違う形態だったような気もするのですが、その辺同じ子どもの立場、あるいは保護者のことを考えると、市内全部、児童館とか児童クラブだといいたいと思うのですが、どうなのでしょう。

○経営戦略課長 担当課の考えも多分あるかと思っておりますので、総合計画策定している立場から発言をさせていただきたいと思っておりますけれども、以前から、一般質問等でも、榑川地区の放課後児童教室の在り方については、議員の質問の中で御指摘、御検討をいただくということで話は頂いております。しかしながら、ここ数年間のこども課での意見収集等を考慮しますと、一概に榑川放課後教室を児童クラブ化することが全てではないのかなと考えております。先ほど、運営形態が違うという話もさせていただきましたし、使用料等も無償とさせていただいておりますので、そういったことは、行政としましては、地域のニーズに添った形で検討していかなければいけないと考えます。現段階では、正直申し上げまして、強い要望はここ数年間なかったのが現状でございますが、いずれにしましても、榑川地区の御意見も頂戴する中で、そういったことも検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 1点だけ。5ページです。博物館についての記述が新たにつけ加えられましたけれども、実際に、博物館だとか美術館だとか資料館だとかは、かなり建設費にお金がかかってしまって、現地での回収程度では済まないような状況なのですけれども、財政的な見通しも含めて、今の自然博物館の協力会の皆さんだとかいろいろな方の様々な意見があって、方向性が全く私には見えないような状況なのですけれども、今後の見通しみたいなものはお持ちでしょうか。

○経営戦略課長 今回、盛り込みをさせていただきました平出博物館、自然博物館につきましては、それぞれ要求段階で金額等も提示をされておりますけれども、具体的には、第六次総合計画におきまして、具現化をしていくという内容でございます。こちらにつきましては、担当課で、今後も地元等と協議を進める中で具体的な方向

性を出していくという内容でございますし、時期を見て、また議会の皆さんとも御協議をさせていただくという内容でございます。博物館、文化施設等全般につきましても、同様な歩みになるかと考えております。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 20 号新市建設計画の変更については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 20 号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それではここで、休憩とします。

午前 10 時 59 分 休憩

午前 11 時 06 分 再開

---

### 議案第 21 号 財産の無償貸付けについて

○委員長 それでは休憩を解いて、再開いたします。次に議案第 21 号財産の無償貸付けについてを議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第 21 号財産の無償貸付けについて御説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案関係資料の 144 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、提案の理由でございますけれども、財産を無償で貸し付けることにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますけれども、まず、貸付けの財産でございますが、こちらの土地及び建物につきましては、ここに記載のとおりでございます。旧贅川小学校の校舎及びその敷地となっております。貸付けの相手方につきましては、学校法人松樹学園でございます。また、貸付けの期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。貸付けの目的ですけれども、理学療法士の養成施設の用に供し、地域の活性化を図るためというものでございます。

なお、この貸付け財産は、旧贅川小学校の土地及び建物につきまして、平成 19 年 4 月から、現在の松樹学園に無償貸付けを行っているというところでございます。また、校舎の構造の関係なのですけれども、鉄筋コンクリート型の木造という複合的な造りとなっております。そうした中で、木造部分につきましては、令和 3 年 3 月 31 日に補助金適正化法によります処分の制限期間 24 年を経過するということ、また、学校用地につきましては、令和 2 年度に義務教育学校整備事業債という償還が完了するというところでございます。こうしたことから、令和 3

年4月1日から、一部有償で貸付けをしたいということで調整を図ってきたところでございます。

そうした状況の中、松樹学園から、無償貸付けの継続についてということで過日要望がございまして、その内容といたしましては、まず、松樹学園ですが、贅川地区にあります信州リハビリテーション専門学校と大門地区の信州介護福祉専門学校、この2校をもって1つの学園として運営しているところでございます。ただ、それぞれの学校において、生徒数が定員に満たないという状況が続いておりまして、非常に学園の経営が厳しいというようなことがございます。そのような厳しい状況下においても、医療、福祉、介護、これらの人材の育成確保を図るということで、地域住民が安心して暮らすことができるように、利益よりも社会貢献を優先して、学校運営を継続しているということ。これらのことを理由とする内容でございました。こうした要望を受けまして、内部でも検討をさせていただいた結果、松樹学園において、昨今、地方が抱える重要課題とされております医療、福祉、介護の人材不足に対して、理学療法士ですとか介護福祉士を育成いたしまして、社会に送り出すということで、こういった人材の確保に努めている法人であるということとございまして、本市といたしましても、持続可能な学園の運営を切に願うというところでございます。

こうしたことから、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の第4条第1項第1号に規定する、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときという、こちらに該当するものと認めまして、引き続き無償貸付けを行いたいという内容でございます。説明は以上でございます。

○委員長 質疑を行います。質問ございますか。

○小澤彰一委員 これは贅川小学校の改築というのですか、その際に文部科学省からの補助金を頂いて、それが補助金適正化法に該当するのですね。これは年度がいつですか。

○財政課長 補助金適正化法に定めます処分の制限期間というものがございます。こちらにつきましては、木造は、先ほど申し上げました24年、鉄筋コンクリートにつきましては60年と規定されているところでございます。

○小澤彰一委員 これは、鉄筋コンクリートの周りに木を巻いてあるという特殊な工法で造られているので、かなり高額な建設費がかかっていると聞いています。通常の1.5倍近くだと私は聞きました。そういうもので、かなり手入れなどにもお金がかかるのではないかと思います。今後、無償貸付けをした場合、そういう補修費についてはどちらが負担するのでしょうか。

○財政課長 施設の維持補修につきましては、これまでもそうでございますけれども、契約書に、貸付け物件の維持補修、その他の行為をするために要する経費は全て乙の負担とするということで、全て松樹学園が負担するということになっております。

○小澤彰一委員 先ほど、介護福祉学校と一体となったということで、松樹学園という、学校法人という扱いをするのでしょうかけれども、実際に、入学金だとか生徒数だとかは、理学療法の贅川にある学校は、経営はいいのではないかと思います。その経営状況については、分離しては考えないのですか。

○財政課長 まずは、経営を分離するかどうかというところでございますが、これは松樹学園の経営状況によつての考え方、相手方の考え方によるわけです。その際に、一つの考え方としては、介護施設の専門学校のみ閉じて、リハビリの学校のみを残すという選択肢もあろうかと思いますが、ただ、松樹学園としては、先ほど要望書の関連で申し上げたとおり、2つの学園を存続させることで、医療、福祉、介護というところの、不足する人材



をトータルで地域に送り出したいというような使命感を持ってやっておられるということでございますので、現時点では、分離ということは考えられてないのではないかと推測をしております。

○小澤彰一委員 あそこにあれだけ若い人たちが大勢、毎朝毎朝、電車を乗り降りするだけでも、地域住民の方は励まされるというのがあって、私は、あそこに学校があることは非常に歓迎なのですが、松樹学園、それなりに地域に対してお金を出せということではなく、地域に対する貢献だとか、地域住民としてのコミュニティづくりに参加していただくかということに、もう少し御尽力していただきたいと思います。特に反対というわけではありません。そういうことを申し入れてほしいという要望です。

○財政課長 今の地域貢献というところでございますけれども、実際、松樹学園については、地域の行事等にもできる限り参加をしていただくというところで、例えば信州リハビリ専門学校については、毎年行われております奈良井のお茶壺道中ですとか、あとは贛川地区の文化祭との合同開催ということでしたり、あと大門の福祉専門学校では玄蕃まつりへの参加をしています。そのほか地域貢献、付近の環境整備というところでは、信州リハビリ専門学校については、贛川小学校では施設としてプールを持っていたわけですが、実際そのプールも使用されないわけですが、贛川の駅上地区というのは非常に水利の悪いところで、地区の防火用水として今活用しているところです。そういったところの清掃なども行っていただいているというところで、地域貢献はいただいておりますけれども、なお一層御協力いただけるよう、私どもも要請をしていきたいと考えております。

○永田公由委員 2点お願いします。もしこの補助金適正化が切れて、有償で貸し付けるといった場合、金額的にはどのくらいになるのか。それから、もう1点は、贛川のほうは結構生徒数がいるという話は聞いているのだけれど、大門の福祉専門学校のほうが定員どころか生徒がいないのではないかという話もあるのだけれど、その辺は掌握されていますか。

○財政課長 まず、貸付料につきましては、私どもの試算といたしましては、年額240万円ほどを試算しておりました。まず、土地につきましては、周辺の近傍地の評価額1平米当たりが約5,100円ということで、校舎の敷地や駐車場など、現に使用している土地を乗じて得た額の6%ということで試算をいたしました。なお、建物につきましては、補助金の適正化法においては、処分制限期間を経過した場合には、物理的には価値が残っているけれども、経済的な価値はなくなると見なされるという考えを準用いたしまして、建物については無償ということで試算をしておりました。

また、人数の関係でございますけれども、令和2年9月30日現在で、リハビリテーション専門学校の生徒の定員数が120人のところ97人、また、介護福祉専門学校につきましては、生徒の定員が60人のところ9人という状況でございます、このうち2人は留学生という状況でございます。以上です。

○委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第21号財産の無償貸付けにつきましては、原案のとおり認めることに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 21 号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第 23 号 松塩地区広域施設組合理約の変更について

○委員長 次に、議案第 23 号松塩地区広域施設組合理約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、議案第 23 号松塩地区広域施設組合理約の変更についてをお願いいたします。議案関係資料により説明をさせていただきますので、資料の 146 ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、松塩地区広域施設組合理約管理者から協議を求められた同組合の規約の変更について、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

概要でございますが、松本市副市長が昨年 10 月 1 日より 2 名以上在職していることから、2 人以上在職している場合は、管理者が指定する副市長を副管理者として選任することとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表 147 ページをお願いいたします。現在、管理者は 1 人、松本市長。副管理者は塩尻市長、山形村長、朝日村長及び松本市副市長ということで 4 名でございますが、改正案につきましては、この松本市副市長の後ろに、副市長が 2 人以上あるときは、管理者が指定する副市長ということで追加をするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

ページ戻っていただきまして、規約の施行等につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。説明については以上のとおりです。

○委員長 質疑を行います。質問はございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 23 号松塩地区広域施設組合理約の変更につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 23 号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

議案第 25 号 令和 3 年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出 1 款議会費、2 款総務費（1 項総務管理費 14 目市民交流センター費を除く）、3 款民生費中 1 項社会福祉費 7 目国民健康保険総務費、8 目後期高齢者医療運営費及び 4 項国民年金事務費、4 款衛生費（1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、2 目予防費、3 目保健対策費、4 目母子保健費、6 目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び 2 項清掃費 1 目し尿処理費を除く）、9 款消防費、12 款公債費、13 款予備費、第 2 条債務負担行為、第 3 条地方債、第 4 条一時借入金、第 5 条歳出予算の流用

○**委員長** 次に、議案第 25 号令和 3 年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。慣例によりまして、歳出から説明をしていただきますが、区切って行いたいと思います。初めに、歳出 1 款議会費 76 ページから 2 款総務費 1 項総務管理費 7 目情報開発費 103 ページまでの説明を求めます。説明者は議事の進行に合わせて、適宜入れ替えを行っていただきたいと思います。それでは、説明を求めます。

○**総務人事課長** 歳出の人件費の説明方法につきまして、まず初めに御説明をさせていただきます。人件費につきましては各課共通でございまして、当該科目ごと説明欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、それから、旧嘱託員、旧臨時職員につきましては、地方自治法等の改正によりまして、本年度から会計年度任用職員制度に移行したことに伴いまして、会計年度任用職員報酬として計上してございます。原則として各課からの説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○**議会事務局次長** それでは、予算書 76、77 ページをお願いいたします。1 款議会費の本年度予算額の総額につきましては、1 億 9,568 万 3,000 円で、前年度対比 343 万円余の減額となっております。

歳出の主なものでございますけれど、77 ページの説明欄 1 つ目の白丸、特別職給与費 1 億 5,185 万 4,000 円は議員に係る報酬、期末手当等でございます。

1 つ飛びまして、次の白丸、議会活動費 1,789 万 7,000 円中、上から 7 つ目の黒ポツ、費用弁償 291 万 3,000 円につきましては、常任委員会の行政視察に係る旅費等でございます。その 6 つ下の黒ポツ、印刷製本費 248 万 3,000 円につきましては、議会だよりの印刷に係る経費等でございます。議会費につきましては、以上です。

○**総務人事課長** 続きまして、80、81 ページを御覧ください。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費のうち、右側説明欄一番上の白丸、特別職給与費 3,264 万円余につきましては、特別職のうち市長、副市長の給与、手当等になります。

次の白丸、職員給与費 8 億 2,091 万円余につきましては、1 つ目の黒ポツ、一般職員給料 3 億 409 万円余につきましては、総務部、企画政策部、会計課等の一般職員 94 人分の給料になります。その下の黒ポツ、一般職手当 4 億 847 万円余につきましては、このうち 2 億 797 万円余につきましては、定年退職 10 名分の退職手当になります。

次の白丸、人事事務諸経費 9,023 万円余につきましては、最初の黒ポツ、会計年度任用職員報酬 4,475 万円余でございますけれども、総務人事課、経営戦略課、これは新年度から企画課となりますが、等の会計年度任用職員の経費となっております。上から 4 つ飛ばしていただきまして、普通旅費 63 万円余につきましては、議会、常任委員会、行政視察随行のほかの一般旅費になります。それから、下から 2 つ目の黒ポツ、人事給与システム使用料 1,162 万円余につきましては、人事及び給与関係のシステムをリース契約により使用する使用料となっております。平成 28 年 10 月から令和 3 年 9 月までの 5 年間のリース契約を富士通株式会社と行っておりますけれども、リース契約満了につきまして、9 月 30 日までの現行リース契約分と新規リースによる契約分を計上させていただいております。

次の白丸、法制執務費 809 万円余は、法令に則した行政運営を行うための経費でございます。最初の黒ポツ、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 3 万 4,000 円は、塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づいた審査会の委員報酬 5 人、2 回分の報酬となっております。それから、3 つ下の黒ポツ、消耗品費 266 万円余につきましては、法令集、例規集の追録等の代金となっております。2 つ下の黒ポツ、弁護士委託料 44 万円につきましては、市が委託をしている弁護士に対する簡易な相談等の委託料となっております。その下の黒ポツ、

例規管理システム委託料 358 万円余につきましては、条例、規則等に関する職員向けシステム及び市ホームページによる閲覧システムの保守管理に係る委託料となっております。1つ飛びまして、交通事故等補償金 50 万円につきましては、公用車等の過失事故の補償金となっております。

82、83 ページをお願いいたします。最初の白丸、文書事務費 4,721 万円余につきましては、庁内文書発送、用紙購入等に係る費用でございます。5つ目の黒ポツ、消耗品費 450 万円余につきましては、印刷機用の紙及びインク代等の代金、公文書館機能の設置に伴うものでございます。4つ下の黒ポツ、郵便料 2,415 万円余につきましては、市から発送します郵便物等の郵送料金等となります。それから、2つ下の黒ポツ、個人情報処理委託料 45 万円余につきましては、組織再編に伴いまして、庁舎施設管理費から移管をしたものでございます。次の黒ポツ、印刷機等使用料 364 万円余につきましては、カラー印刷機 2 台、白黒印刷機 2 台、プロッター、大判印刷機になりますけれども、等々の使用料となっております。増額分につきましては、新年度から郵便料計器を導入することによるものでございます。次の黒ポツ、文書管理システム使用料 1,258 万円余につきましては、公文書の電子化に伴う使用料となっております。この公文書の電子化につきましては、文書管理システムを導入することによりまして、文書、起案等の作成、決裁等を電子化することで、業務の効率化と文書事務の適正化を図っているものでございます。

次の白丸、平和祈念事業 74 万円余につきましては、市民の平和意識の向上を図るための事務経費となっております。3つ目の黒ポツ、費用弁償 57 万円余は、広島平和記念資料館等の見学と、広島平和祈念式典へ参加する市内の各中学校の生徒の旅費等の費用弁償でございます。

次の白丸、庁舎施設管理費 7,288 万円余につきましては、庁舎の維持管理経費となっております。8つ目の黒ポツ、電力使用料 2,021 万円余につきましては、庁舎の電気使用料となっております。1つ飛びまして、営繕修繕料 190 万円余につきましては、庁舎内の設備等の改修修繕に係るものでございます。組織再編、人事異動に伴いますレイアウト変更、内線電話等の工事等に係るものとなっております。84、85 ページをおめくりいただきたいと思っております。一番上の黒ポツ、市民総合賠償保険料 132 万円余につきましては、全国市長会市民総合賠償保険の保険料となっております。4つ下の黒ポツ、庁舎管理業務委託料 1,077 万円余につきましては、庁舎の日常清掃、定期清掃、外部ガラス清掃等の委託料となっております。8つ飛びまして、電話交換業務委託料 726 万円余につきましては、外部からの着信電話を各課に取り次ぐ電話交換業務の委託料となっております。4つ飛びまして、電話交換機借上料 303 万円余につきましては、電話交換機設備のリース料となっております。次の黒ポツ、議場放送設備借上料 594 万円余につきましては、議場放送設備に係る借上料でございます。

次の白丸、車両管理諸経費 1,617 万円余につきましては、公用車の維持管理等の経費でございます。2つ目の黒ポツ、燃料費 354 万円余につきましては、総務人事課専用及び共用の公用車のガソリン及び軽油の費用でございます。6つ飛びまして、自動車等借上料 847 万円余につきましては、総務人事課が所管する公用車のリース料及び民間会社からの大型バスの賃借料となっております。

次の白丸、紙のタイムマシン活用事業 700 万円につきましては、オフィス製紙機、ペーパーラボを活用した古紙再生の経費となっております。最初の黒ポツ、消耗品費 72 万円余は、結合剤等の専用カートリッジ代。次の黒ポツ、古紙回収業務委託料 85 万円余は、障がいをお持ちの方の雇用促進のため、庁内の古紙回収及び確認作業を行っていただくための委託料となっております。86、87 ページをおめくりください。古紙再生機使用料 542 万円

余につきましては、ペーパーラボのリース代となっております。

次の白丸、契約事務諸経費 495 万円余につきましては、適正な入札契約事務を執行するための諸経費となっております。下から 5 番目の黒ポツ、財務会計システム構築委託料 20 万円につきましては、業者管理支援 R P A 変更業務の委託料となっております。下から 3 番目の黒ポツ、財務会計システム使用料 389 万円余につきましては、本市に導入されている同システムのうち、契約管理業務に係る部分のリース代金となっております。私からは以上でございます。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 続きまして、上から 2 つ目の白丸、固定資産評価審査委員会費 67 万 6,000 円でございます。このうち主なものにつきましては、固定資産評価審査委員会委員報酬 57 万円でございますが、令和 3 年度におきましては、3 年に 1 度の固定資産の評価替えの年度となるために、固定資産の価格評価に関する不服審査の申し出が見込まれることから、通常開催しております委員会等に加えまして、審査委員会の回数の増加を見込みまして、委員報酬を増額し、計上させていただいたものでございます。私からは以上です。

○秘書広報担当課長 続きまして、2 目秘書広報費をお願いいたします。説明欄の白丸、秘書事務諸経費 626 万円余ですが、1 つ目の黒ポツ、市長表彰等記念品代 31 万円余は、11 月 3 日に実施予定の市長表彰 10 人分の記念品代と、義務教育 9 か年の皆勤者 20 人分の記念品代等でございます。次の黒ポツ、普通旅費 181 万円余は、市長、副市長及び随員職員、運転職員の出張旅費でございます。次の黒ポツ、交際費 110 万円は、市長の対外的活動、交際上必要な経費でございます。88、89 ページをお願いいたします。上から 2 行目と 3 行目の黒ポツ、全国市長会負担金 35 万円余と県市長会負担金 87 万円は、全国、県の市長会運営費を市の規模に応じて負担するものでございます。次の黒ポツ、信州塩尻会事業補助金 30 万円は、東京、名古屋、関西の塩尻会の通信費や会場費等に要する経費に対します会への事業補助金でございます。

次の白丸、都市交流事務諸経費 21 万円余ですが、2 つ目の黒ポツ、都市交流協会補助金 10 万円は、姉妹都市との親善交流事業等に要する経費に対します協会への事業補助金でございます。

次の白丸、広報広聴活動事業 3,222 万円余ですが、1 つ目の黒ポツ、広報アドバイザー謝礼 24 万円は、広報しおじりだけでなく、SNS などを活用した戦略的な広報活動を進めていくための広報アドバイザーへの謝礼でございます。8 つ下の黒ポツ、印刷製本費 895 万円余につきましては、月 1 回発行しております広報しおじり 2 万 2,400 部の印刷費が主なものでございます。5 つ下の黒ポツ、広報仕分作業委託料 149 万円余と、その下の黒ポツ、広報配送委託料 360 万円余は、広報誌の配送仕分、配送作業をシルバー人材センターに委託するものでございます。3 つ下の黒ポツ、番組制作・放送事業委託料 761 万円余は、テレビ広報しおじりなど、各種番組の制作と行政チャンネル、テレビ地上波での放送業務をテレビ松本に委託するものでございます。4 つ下の黒ポツ、ホームページ管理システム使用料 461 万円余と、その下の黒ポツ、緊急メールシステム使用料 324 万円余につきましては、システム利用運営に係ります使用料でございます。秘書広報費につきましては、以上でございます。

○会計管理者 90、91 ページ、3 目会計管理費をお願いいたします。1 つ目の白丸、会計事務諸経費 1,454 万 9,000 円につきましては、主なものは 3 つ目の黒ポツ、印刷製本費 152 万 8,000 円は、一般会計、特別会計の決算書及び支払通知書等に係る印刷経費でございます。その 5 つ下の黒ポツ、財務会計システム使用料のうち会計課に割り当てられたのは 976 万 2,000 円となっております。1 つ下の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金 163 万 4,000 円は、本年 1 月に開始した基幹系システムの 3 市共同利用に係るもので、会計課に割り当てられた経費

となります。

次の白丸、公有財産売却事業 23 万 2,000 円につきましては、官公庁オークションを利用し、今後使用する見込みのない公有財産備品を公売するために要する経費でございます。会計課は以上です。

○**財政課長** 続きまして、4 目財政管理費につきましては、1,326 万円で前年度比較 815 万 3,000 円の減額でございます。前年度に、財務会計 RPA 導入委託料が計上されていたことによるものでございます。

92、93 ページをお願いいたします。5 目財産管理費につきましては、3 億 1,594 万 6,000 円で、前年度比較 2 億 2,870 万 4,000 円の増額でございます。主なものにつきましては、まず 1 つ目の白丸、財産管理事務諸経費の中ほどの黒ポツ、全国市有物件災害共済会分担金 736 万 8,000 円につきましては、建物の火災保険のほか、公用車の自動車保険に係る分担金でございます。2 つ下の特定建築物定期報告委託料 275 万円につきましては、建築基準法による定期点検を委託するものでございまして、令和 3 年度は保育園など建築物を 20 施設、建築設備を 1 施設、防火設備を 5 施設点検するものでございます。また、6 つ下の土地等賃借料 4,005 万 2,000 円につきましては、保育園用地などの賃借料でございます。

次の白丸、基金積立金につきましては、主に各基金の利子を積み立てるものでございます。94、95 ページをお願いいたします。説明欄上から 5 つ目の黒ポツ、未来につなぐ医療確保基金元金積立金 2 億 2,918 万円につきましては、先ほど御説明申し上げました故藤牧喜美子様からの寄附金を、福祉基金から繰り入れまして、未来につなぐ医療確保基金に積み立てるものです。財産管理費は以上でございます。

○**経営戦略課長** 94、95 ページをお願いいたします。94 ページ左側、6 目企画費でございまして、右側 95 ページ、1 つ目の白丸、企画調整事務費 61 万 8,000 円につきましては、当経営戦略課における事務費等の事務的経費でございまして、主なものにつきましては、一番下、全国過疎地域自立促進連盟負担金 4 万 6,000 円でございますけれども、こちらは当該連盟に対する負担金でありまして、均等割 4 万円、過疎債の割合ということで 5 万 500 円が内訳となっております。

その下の白丸、行政評価推進事業 86 万 6,000 円につきましては、全庁的な行政施策の進捗管理等の評価を行う経費でございまして、主なものにつきましては、一番上の黒ポツ、行政評価委員会委員報酬ということで、各種団体の代表者で構成をいただきました委員会でございます。メンバーとしましては 10 人の年 3 回を予定しているという内容でございます。また、その下の講師謝礼につきましては、本市の行政評価に係るアドバイザーということで、関西学院大学の稲澤先生をお願いをしまして、研修等を実施する講師謝礼 5 万円でございます。それから一番下の黒ポツ、行政経営アドバイザー業務委託料でございますが、こちらも同様に、関西学院大学の稲澤先生に御依頼をいたしまして、行政経営システムの見直しを行うという観点から、行政評価の第一人者であります稲澤先生に御依頼をしている内容でございまして、本年度につきましても、行政評価等について御意見を頂戴しているという内容で、48 万円の計上でございます。

その下の白丸、広域行政推進事業 1,400 万円余につきましては、松本広域連合の運営に係るものが主なものでございまして、2 番目の黒ポツ、松本広域連合負担金 1,409 万円余につきましては、松本広域連合の運営のうち議会費、総務費に係るものへの本市の負担金となっております。

その下の白丸、行政改革推進事業 20 万 8,000 円につきましては、公の施設指定管理者の委員の経費が主なものでございまして、一番上の黒ポツにあります、3 万 4,000 円ということでございます。令和 3 年度につきまして

は、地場産センター、奈良井宿の駐車場、ふれあいセンター東部ということで、指定管理期間中の中間年の外部評価を実施するという内容が主なものとなっております。

96、97 ページ。97 ページの説明欄、一番上の白丸、総合計画策定事業ということでありまして、併せまして、予算（案）説明資料4 ページに記載させていただいております。こちらの経費、609 万 2,000 円につきましては、第五次総合計画の検証を行いながら、次期第六次総合計画に向けた取り組みに要する経費でございます。主なものにつきましては、一番上の黒ポツ、行政経営研究会委員報酬4 人分ということで、5 万 4,000 円でございます。こちらにつきましては、今後の本市の行政経営、また、次期第六次総合計画の在り方を検討したということで設置をさせていただくものでありまして、信州大学の教授また民間のNPO 法人等のメンバーに御依頼する予定でありますし、内部につきましても、部課長が参画をしまして、検討を進めていきたいという内容でございます。2 番目の黒ポツ、講師謝礼につきましては、市の行政経営アドバイザーの稲澤先生を初めとしまして、大学等の先生方に御依頼をし、第六次総合計画の取り組みを進める中での助言、連携を図っていきたいという内容でございます。下から2 番目、政策論点集作成等業務委託料 472 万円余につきましては、現段階ではSCOP への委託を想定していますが、内訳としまして、まず1 として政策論点集の作成。こちらにつきましては、本年度実施をしましたデータ集の作成委託からの成果品に基づきまして、地域課題を洗い出し、論点を整理させていただき、重点的に取り組むべき政策の方向性を示したいという内容。それから、2 番目としましては、先ほど申し上げました行政経営研究会の運営支援。それから、3 として、行政経営グループの運営につきまして、支援をいただきたいという委託内容でございます。その下の黒ポツ、共同研究負担金 100 万円につきましては、信州大学の学生との共同研究を実施し、仕様設定や情報収集分析について進めていきたいという内容でございます。こちらにつきましては、今年度、地域ブランド化推進事業からの予算の組み替え事業となっております。以上になります。

○**地方創生推進課長** 続きまして、その下の白丸、シビックイノベーション推進事業になります。こちらはスナバの運営に係る経費になっております。平成 30 年 8 月にオープンしたスナバでございますが、オープンから 2 年 7 か月が経過いたしました。今月末で、メンバー 61 名になっております。特に今年度、コロナ禍であるにも関わらず、今年度だけで 36 名の方が新規でメンバーになったということで、ここまで 2 年半スナバを運営してきた価値が浸透してきたと考えております。また、今年度から HUB T o k y o の委託を解消し、自立した施設運営しております。一番上の黒ポツ、中心的に運営をやっております地域おこし協力隊 3 人の報酬になります。1 つ飛ばしまして、地域おこし協力隊採用支援業務委託料 60 万円ですが、先ほども言いましたが、地域おこし協力隊 2 名が今年度で退任ということになります。1 名が 5 月、もう 1 名が 12 月に退任になりますので、その後任の採用をするに当たりまして、東京の業者へ募集の記事等を掲載するものでございます。1 つ飛ばしていただきまして、シビックイノベーション推進負担金でございますが、自立の運営的なものに係る経費でございます。イベントを開催するに当たっての講師謝礼ですとか、施設の予約システム、それからホームページの運営経費になりますし、主なものは、地域おこし協力隊以外で運営側のスタッフとしてお願いをしている人件費でございます。一番下、地域おこし協力隊起業支援事業補助金でございますが、先ほど 2 名退任するというお話をしましたが、1 名は既に今年度起業補助金を活用してしまっていて、もう 1 名も退任後に、塩尻でぜひ起業したいという意向がありますので、1 名分を盛ってあるものでございます。

次の白丸、新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業でございます。今年度の補正予算でお認めいただいたものでございますが、新型コロナウイルスの感染症の影響による社会情勢の変化の中で、既存事業を継続していくために新たなビジネスモデルを構築し、地域経済の維持発展に寄与する事業をする方に対する補助金でございます。10月に募集を開始いたしまして、今年度8人の方々の申請がございました。同じ月に公開の採用プレゼンを開催いたしまして、今年度は4件採択ということになっております。1番目の講師謝礼でございますが、公開プレゼンのときに、採択に当たりまして外部の方々を入れた審査会を開催いたしました。次年度も外部の審査員を入れた形で審査会を開催したいと思っておりますので、講師謝礼と費用弁償を盛らせていただきます。それから、補助金本体といたしましては、1件を想定しています。

次の白丸、関係人口創出事業でございます。これは新規事業になります。事業概要でございますが、多種多様なスキルを持つプロフェッショナル人材が、副業等によって本市の地域課題解決に取り組むことによって、本市の地域づくりの担い手として継続的に関わり続ける関係人口の創出を図ることを目的とした事業でございます。具体的には、新たに関係人口創出コーディネーターとして、地域おこし協力隊1名の採用を予定しております。もう1つは、昨年度副業人材と地域のマッチングを目的にしたNPO法人MEGURUがスナバで設立されておりますが、こちらと連携するための経費を盛らせていただいております。会計年度任用職員の報酬でございますが、現在いる横山ともう1名新規で2名分になります。1つ飛びまして、関係人口創出事業の委託料でございますが、今言ったNPO法人MEGURUに委託として出しまして、委託する内容といたしましては、副業人材のマッチング業務、それからコロナ禍でありますので、首都圏の副業人材とのオンラインコミュニティの企画、イベント等を企画した、オンラインに基づくコミュニティの組成等を委託していくものでございます。

次の白丸、ふるさと寄附金事業でございます。こちらはふるさと寄附に関わる経費ですが、今年度のふるさと寄附の状況ですが、2月末現在で約3億8,000万円余が寄附されております。新年度予算のほうはまた後ほど歳入で説明がありますが、当初予算は一旦5,000万円の寄附というものを想定しております。それに基づきます寄附の謝礼品、それから業務委託、これは振興公社へ出すものでございますが、それから3つ目の黒ポツ、ポータルサイトの特設案内料もそれに沿った形で計上させていただいているものでございます。

次の白丸、シティプロモーション・移住支援事業でございます。あらゆるきっかけで本市を認知し、さらに本市に興味を示し始めた先ほどの関係人口層に対し、生活関連情報パンフレットを活用し、直接的な移住相談とかを行いまして、本市の移住者の増を図ってまいるのでございます。併せて、空き家利活用に携わる地域おこし協力隊と連携し、地元の不動産業者等民間事業者も含め、本市への移住意欲の喚起醸成事業を実施していくものでございます。会計年度任用職員地域おこし協力隊3名の報酬になります。

めくっていただきまして、一番最後の黒ポツ、地域おこし協力隊起業支援事業補助金でございます。立川あゆさんが、既にこの1月で退任をしておりますが、木曽平沢において住居確保しております、本人の意向で、この地で古物をリユースするような商売をぜひやっていきたいということの構想を持っている段階でございますが、固まり次第、起業するようであれば、こちらの補助金を活用したいという意向でございます。

その下の白丸、地域への愛着醸成事業でございます。これは、今までやってまいりましたシティプロモーションに関連するものでございますが、これまでは外部プロモーションと内部プロモーションということで両輪でやってまいりましたが、次年度以降、内部プロモーションのほうに少し重きを置くような形で事業の実施を考えて



おります。シティプロモーション推進事業負担金 325 万でございますが、地域の魅力体験事業としてのまち歩きイベント等を予定しておりますし、子育て世代のプロモーション事業、これまでも月刊イクジョイと連携してやってまいりましたが、このような内部プロモーションのものを中心に次年度考えております。

次の白丸、塩尻型テレワークモデル確立・展開事業でございます。平成 22 年度から実施してきました塩尻テレワークモデル KADO であります。現在、塩尻だけではないですが、登録ワーカーが 500 人以上となっております。今年度の実働のワーカーは 265 人ということになっておりますので、今後より多くのワーカーが安心して働ける環境を目指し、KADO 自体の業務環境、経営、営業、それぞれにおいて課題解決を行って、さらなる体制強化を図っていくものでございます。具体的には、今後予想される庁内や地域における DX を推進していくために当たっての業務の受け皿となる体制の整備、また、既存ワーカーがデジタルサポーターとなれる人材やチームの組成を目指してまいります。さらに塩尻だけではなく、ほかの自治体とも連携をして、既にテレワーク拠点が整備されている安曇野市、立科町、糸魚川市、中津川市と連携した事業を推進していくための経費になっております。こちらの 3,600 万円の内訳でございますが、広域のリモートワークシステム、今言った自治体とのリモートワークシステムの構築費用、それからワーカーの人材育成の経費、それから経営マネジメント、これは KADO 自体の経営になりますけれども、外部人材を活用したマネジメント等の委託料というものが主なものになっております。

次の白丸、塩尻型 MaaS 構築事業でございます。本地域における交通課題を解決するため、新たな交通体系の構築を目指し、自動運転と MaaS の実証実験を今年度行ってまいりました。次年度も引き続き、この自動運転と MaaS の実証実験を行うというものであります。自動運転に関しましては、本年度の実証実験を踏まえ、連携する民間企業や関係機関、地域との調整を図りつつ、運行距離の延長やレベルをもう一段階上げるといった取り組みを、技術的にさらなる高度な実証実験というものに挑戦してまいりたいと考えております。MaaS につきましては、具体的には、塩尻市民が松本市内の医療機関へ通院することを想定した場合、自宅と医療機関を結ぶ交通機関の検索や、予約を一括で行うシステムの構築などを目指して、現在の地域振興バス、JR、松本市の路線バスの時刻を個別に検索しているものを、一括で検索することができるような形が取れないかということを含めて今検討しております。3,400 万円としては、地図の作成を含めまして、自動運転の実証の委託が約 2,000 万円、残りの 1,400 万円につきましては、今言った、各交通機関との連携に関わるサービスの設計費用等になっております。

続いての白丸、官民連携地域活性化事業でございます。昨年 1 月に竹中工務店と締結した連携協定に基づき、竹中工務店と塩尻市森林公社、塩尻市が連携して取り組む森林ランドサイクル創出事業のリーディングプロジェクトであります、奈良井宿の空き家再生プロジェクトに関する経費でございます。負担金 3,000 万円ですが、2 種類ございます。1,500 万円ですが、これは今年度補正でもお認めいただきましたが、官民連携による地域活性化を目的とした、食と地域と文化をテーマとした地域の魅力発信事業をイベント形式で開催することを現在も予定しております。ここにおいて新たな商品開発、メディア展開を推進し、観光振興、地域ブランディング、おもてなし人材の増強を図ってまいりますのでございます。残りの 1,500 万円につきましては、これも今年度補正予算でお認めいただきました、新型コロナウイルス対応によって、レストラン酒蔵において個室等を設置することを現在やっておりますが、その中に搬入する家具、調度品と、残りが木曾漆器製品の活用ということで、こちら

のほうで用意をさせていただいて、レストランで使用される木曾漆器製品の購入費用等でございます。ここで木曾漆器の購入等のきっかけとなる仕組みをつくって、ぜひ地元民間事業者と連携して実施してまいります。

白丸、新規事業開発プロセス構築事業でございます。これまで先ほどの自動運転、Ma a Sということで官民連携の事業を取り組んでまいりました。それからMI CH I K A R Aも過去6回実施してまいりましたが、行政と民間企業の競争による事業開発のものの優位点、それからMI CH I K A R A、特に職員の変革ということで非常に有効な手段だと確認しております。次年度は、これら民間の競争事業とMI CH I K A R Aを組み合わせ、より効果的な事業開発プロセスを構築していくものでございます。幾つものステージゲートというものを設けてまして、まずは小さくスモールスタートで実証事業を繰り返し、最後は今年度の実証実験のように、国の補助金を申請し、採択され、その後行政評価等に向け、次年度の施策等に反映をしていくというプロセスをここでつくってまいります。一番下の新規事業開発プロセス構築事業負担金でございますが、実際の実証事業の負担金、実証実験でかかる経費のものでしたか、MI CH I K A R Aで企画を委託していたCh a n g e W A V Eへ企画料をお願いするようなものでございます。取り組むテーマとして想定されるものは、令和6年度から行います第六次総合計画に結びつく事業や、Ma a Sを初めとする地域DXに関連するようなものを取り組みたいと思っております。私からは以上です。

○委員長 ここで一旦休憩させていただきます。1時10分から再開いたします。

午後0時04分 休憩

---

午後1時06分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

引き続き、7目の情報開発費の説明からお願いいたします。

○情報政策課長 それでは、予算書98、99ページ下段を御覧いただきたいと思います。2款1項7目情報開発費2億6,822万円余であります。事業費全体を通じまして、システム保守委託料、電算機器使用料、パソコン等使用料につきましては、職員が利用する業務システムやパソコンなどに係る保守委託料やシステム利用料となっております。また、負担金につきましては、国、県、市町村共同のシステムの利用負担金となっておりますのでお願いいたします。

それでは、1つ目の白丸、住民情報等電算システム管理事業につきまして御説明いたします。住民情報などを扱うシステムの関連としまして、4つ目の黒ボツ、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金につきましては、国からの指示によるマイナンバー利用におけるシステムの利用料となっております。また、その次の黒ボツ、基幹系共同化システム利用負担金につきましては、先ほども一部説明がありましたけれども、令和3年1月から稼働しております長野県市町村自治振興組合の共同化事業として、塩尻市、中野市、千曲市と3市のシステム共同化によるものとなっております。そのうち情報政策課の負担分となっております。なお、この負担金につきましては、各業務利用担当課に割り振ってございますのでお願いいたします。

2つ目の白丸、行政情報等システム運用事業につきましては、職員が通常使うためのシステム関連の費用となっております。新年度におきましては、安全に使うことができるシンクライアント端末を機能向上することによって、庁内であれば場所を問わずネットワークを利用して、業務を効率的に運用することができるようにすると

ということで、システムの増強を予定しておりまして、増額となっております。

続きまして、おめくりいただきまして、100、101 ページをお願いいたします。一番上の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業になります。こちらにつきましては、主なものとしまして、3つ目の黒ポツ、電話料になりますが、これにつきましては、昨今非常に行われておりますテレビ会議であったり、それからG I G Aスクールの対応ということで、大容量の通信に必要な経費として、昨年度から増額をさせていただいているものになります。また、4つ目の黒ポツ、指定管理料につきましては、N T T東日本関信越における塩尻情報プラザの管理及び市内光通信網の維持管理の委託料となっております。それから、下から2つ目の黒ポツ、支障移転等工事 595 万円余につきましては、県事業におけます大門共同溝事業、関歯医者の前のところになるのですけれども、あそこの事業について、今年度中に電柱地中化が行われますので、それに伴って光ケーブルの入構に係る工事費となっております。

それから1つ飛びまして、分散型無線ネットワーク事業になります。この分散型無線ネットワーク事業につきましては、市内の640か所に設置してあります、アドホックネットワーク網の機器の保守点検となります。

続きまして、情報セキュリティ運用事業につきましては、庁内のネットワークセキュリティの対策における機器などの費用となっております。特に3つ目の黒ポツ、長野県セキュリティクラウド運用負担金につきましては、県が国の費用で構築し、県及び全市町村共同で利用しているセキュリティ対策の部分の負担金となります。

続きまして、I C T人材育成事業です。このI C T人材育成事業につきましては、ここ何年か開催させていただいております。現在では、ずく塾という名称で、市内の小中学生を対象に、I C Tに興味を持ってもらう講座などを企画、開催している事業となっております。

最後の白丸ですけれども、庁内D X推進事業につきましては、新年度からの新規事業となっております。今までグループウェアシステム運用事業と印刷管理システム運用事業という事業名がありましたけれども、それを統合しまして、こちらに載せさせていただいております。また、この事業では、業務改善と事務の効率化を推進し、庁内D Xを実現するための費用となります。主なものとしましては、2つ目の黒ポツ、システム保守委託料ですが、これにつきましては、R P Aなどによる庁内業務の効率化について、市内事業者への協力を頂くことで、継続的な効率化を図っていくものの委託料となります。また、102、103 ページにありますけれども、全体を通してテレビ会議の需要増加に伴い、庁内のテレビ会議のできる環境の増加や、職員の連絡調整用に利用するビジネスチャットツールの導入に係る経費を計上させていただいております。私のほうから以上となります。

**○委員長** それでは、説明を受けた76ページから103ページまでの質疑を行います。委員の皆さん、質問はございますか。

**○山口恵子委員** 職員の皆さんの人事の予算に係ることではないのですが、今回のコロナワクチンの接種体制についてお聞きします。国のほうで、河野大臣の発言によりますと、働いている事業所の方たちがお休みの日にワクチンを受けるとなると集中してしまうということから、事業所の職員に対して、ワクチン接種のための休暇制度を国では検討しているというお話がありました。それで、市職員の皆さんのワクチン接種のための体制、休暇制度など、どのようにお考えなのかお聞きします。基本的には、希望する方がワクチンをするということで、あと市町村、居住地でワクチン接種をするということなので、松本市も塩尻市も集団接種と個別接種で、医療機関で受けられる体制にはなっていますが、集中しないような形で希望する職員の方が受けられるようなことが望

ましいかなと思いますので、その点についてお聞きします。

○**総務人事課長** ただいまの御質問でございますけれども、私ども公務員につきましては、基本的に職務専念義務というのがございます。ただ、その一方で、職務専念義務免除ということがございまして、例えば人間ドック等の健康診断、そういうものを受ける場合は職務専念義務が免除になります。ですので、基本的にそれに照らし合わせまして、新型コロナウイルスのワクチンの接種につきましても、職免と略して言うておりますけれども、職務専念義務免除、職免ということで、休暇を取って対応していただくようにしたいと考えております。それから、職員につきましても、市民の方が優先という部分がありますし、職員が一定の日に集中してもいけませんので、その辺は全体なり職場のほうでしっかり調整をする中で、固まらないような形で義務免を取っていただいて、希望する方は接種、そういったような形にしていまいたいと考えております。

○**山口恵子委員** ありがとうございます、分かりました。それで、万が一副作用が出た場合の対応というか、それで休暇が必要になってしまうということも想定されますが、先ほどの職免の中にそういった対応も含まれるのかどうかお聞きします。

○**総務人事課長** ただいまの御質問につきましては、副作用ということで、その後の状況がどうなるかということも考えられると思いますので、何かそういった支障が出た場合は、特別休暇といいますか、そういう形で対応してまいりたいと考えております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 83 ページ、文書事務費のところの一番最後の黒ボツ、文書管理システム使用料に関してですが、先ほどシンクライアントの方式で保存されると伺ったのですけれど、これは公文書管理という立場からいって、セキュリティだとか文書を保存するという観点から、どこかで改ざんされてしまったりとか、あるいは消失してしまったりとかという恐れが、簡単にどういうシステムになっているか教えていただきたいのですが。

○**総務人事課長** ただいまの御質問でございますけれども、情報政策課長から説明をさせていただきますのでお願いします。

○**情報政策課長** システムに関しては、塩尻市の場合はセキュリティの高いネットワークを構築しておりまして、そのネットワークの場所にサーバを置かせていただいております。したがって、庁内からのアクセスは簡便にできるのですけれども、データや何かの消失が行われなような場所を選定しておりますし、改ざん等のことが起きることがない場所を想定して、今回、業者を決定して導入させたものになりますので、委員の御指摘については危惧のないということでございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**永田公由委員** これは全体を通してなのだけれど、毎年のように新しいシステムが開発されて、更新されてきているのだけれど、先日もあったのだけれど、いわゆる職員の怠慢によって支払いが遅延したとかというような事例が、何年かたつと必ず出てくるのだよね。そうすると、一旦システムや何か新しくしても、一番肝心なところのチェック機能というのが全く働いてないのではないかと。そういうところまできちんとチェックできるようなシステムにしていかないと、幾らやっても必ず先日のような事例というのが出てくると思うのだけれど、これについてはどういうふうに考えていますか。

○**情報政策課長** 委員の御指摘のとおりだと思います。したがって、我々としましては、職員に向けて啓蒙

活動を毎年行ってきております。いわゆる情報セキュリティ研修というものを行いまして、職員に対しては情報セキュリティを守る点、それから、いわゆる市民の財産等も守るという観点から、取扱いについては十分注意していただくという研修を行ってはおります。ただ、御指摘のとおり実際の事例として、きちんと守れてない事例も出ておりますので、そこにつきましては深く反省をさせていただきまして、今後、より対策を打っていきたいと思っております。システムが幾らよくなっても、人がやはり関わっているものなので、人に起因するセキュリティの人材育成というのを高めていく必要があるかと思えます。御意見頂きましたので、検討させていただきたいと思えます。

○委員長 ほかにありますか。

○横沢英一委員 85ページの紙のタイムマシン活用事業のところ、昨年と予算は同額ということでございますが、最近、再生をしたときには、大分書面が黒くなるのですが、使った用紙をまた再生したりということで、その用紙は大体何年、何回くらい使うのですか。

○総務人事課長 ペーパーラボの再生につきましては、そのもともとの用紙の種類等々にもよるのですが、基本的には5回ぐらいの再生が限度と言われております。

○横沢英一委員 私も1回再生した書類を見たのですが、結構黒いのですよね。同じ用紙を再生して5回も使えるのですか。

○総務人事課長 確かに再生紙によって、色の濃淡ございます。恐らく横沢委員が御覧になった黒っぽい用紙につきましては、5回か4回かということは分かりませんが、それ相応の再生を経た末に、そういったような色になっているものと考えられると思えます。

○横沢英一委員 関連なものですから、101ページの新事業の庁内DX推進事業ということで、この内容を見ますと、紙の方式の進化をすることで紙の媒体の使用の抑制を図ることなのなのですが、先ほどのペーパーラボの関係と、この関係は相反するような感じですが、全体は大したことはないということなのではないでしょうか。やはり抑制していくということでしょうか。

○情報政策課長 横沢委員の御指摘の部分も確かにあるのですが、先ほども少しお話が出ましたけれど、文書管理システムにおきまして、それから庁内全体のDXにつきましても、今後訪れると言われているシステムの部分とか、そういうところを含めて、2025年ぐらいまでには、市民益につながるデジタル化というのを進めていかなければならないとなっております。その観点からすると、紙を減らしていくというのは当然の流れになります。ただ、既存の紙をただ捨ててしまうということから考えると、ペーパーラボを使って再生をするという位置づけも意味としては十分あることですので、全くデジタルにするためにはどうしても年数がかかりますし、ペーパーラボで生きてくる紙というものもありますので、その観点の中では相反するものではなくて、一緒に進んでいくものと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 97ページお願いします。総合計画について予算が盛り込まれていますが、今回私たちが頂いた総合計画で第3期中期戦略の最初のページのところに、SDGsと市の事業の関係ということで紹介されています。それで、市民意識もかなりSDGsに対して認識が深まって、意識が高まってきています。企業、青年会議所等でも取り組みが行われていたり、小中学校でも、学校の中でそういったことの勉強をしているというこ

ともあり、市民から市役所はSDG sにどう取り組んでいるのかということをよく質問されることがあります。それで、今回の環境基本計画のこの計画の中には、それぞれSDG sのアイコンが掲載されているのですけれど、市民向けのチラシとかパンフレットとか、それぞれの各部署でやっている事業にも、そのSDG sに関わる事業でこの部分に関わりますよという、そのアイコンをしっかりとつけていただくとか、そういうことも重要だと思いますけれど、その点についてお考えをお聞きます。

○**経営戦略課長** 多分3ページを御覧いただいているかなと思っておりますけれども、そこで総合計画全般に対するSDG sとの関係というのを明示させていただいております。また加えまして、その冊子の65ページ以降でありますけれども、施策体系ごとに、そのSDG sが掲げる目標項目に合致するものについては明示をさせていただいております。今、環境基本計画の話がございました。ほかの個別計画ですとか、ほかの事務事業の推進に当たって、そういったことを市民にPRできる場については、御意見を頂戴いたしましたので、検討させていただけたらと思います。よろしくお聞かせいたします。

○**山口恵子委員** ぜひ対応をお願いしたいと思います。本当に市民、熱心に勉強していらっしゃるグループも幾つかありまして、本当に関心が高くて、SDG sとは何と、最初はすごく難しく感じていたのですけれど、よくよく勉強すると、自分たちの生活に密着した身近なことで、やはり関わっているのだなという意識が高まってきているので、ぜひお願いします。

○**委員長** ほかによろしいですか。

○**横沢英一委員** 99ページをお願いしたいのですが、塩尻型Ma a Sの構築事業ということでございまして、今年の事業費は3,400万円計上されているわけですが、このMa a Sというのは、これから研究していく年数がどれだけかかるか分からないと思うのですが、大体どのくらいを目標にしておられるのでしょうか。ということは、この3,400万円を何年継続していくかということになると思います。

○**地方創生推進課長** 今回、財源として地方創生推進交付金を申請させていただいております。一旦、3年という形で取らせていただいております。ただ、同額でその次の年、翌年もいくのかということと、またそれはその都度やる計画において決まってくるので、一旦、次年度3,400万円という形で、その次の年以降については、申し訳ございませんが、来年度以降の実証実験の結果を踏まえて構築していきたいと考えております。以上です。

○**横沢英一委員** ありがとうございます。あと、地域おこし協力隊の関係ですが、この中に同じ名称で幾つも出てきますよね。予算上、8か所出ていると思うのですが。私も地域おこし協力隊というのは非常に大事なことだと思うのですが、やはり将来的にそこに関わった人たちが、ここに定着してもらいたいというのが当然目的なわけですよね。そういう感じとして、大体見通しというか、どんなふうを考えておられるのでしょうか。

○**地方創生推進課長** これまでで地域おこし協力隊、今現在も含めて、卒業された方も含めて、12名おられました。議会のほうでも答弁させていただきましたが、5人の方が今まで退任をされまして、2人の方は市内に定住されていると。1人の方は市内に定住はしていないのですが、塩尻市と関わりを持っているということでございます。それから来年の予算の中で、地域おこしの起業支援事業補助金というのを幾つか盛らせていただいておりますが、今のところ、退任した後にこの地域で事業を起せば、この補助金活用ということで、今のところ退任する予定の者はみんなこれを活用したいという意向がありますので、こういうことも含め、隊員である間からなるべくこの地域に愛着を持っていただくとか、そういうことの支援もやってまいりたいと考えております。

以上です。

○山口恵子委員 先ほどの塩尻型Ma a Sに関連してお聞きします。現在、特にスマホを持っている方は既存の経路検索システムというのがありまして、出発地点から目的地まで入力すると、一番短い時間で経路が出たり、料金が出たりするのですが、そういったものと塩尻の目指している塩尻型Ma a Sというのは同じなのか違うのか、どういうイメージかお聞きしたいと思います。

○地方創生推進課長 今御指摘いただいたものを目指している方向で全く一緒でございます。ただ、今、各社いろいろなシステムを独自でやっている関係がございます。さらに最終的には、決済システムまでということ想定はしていますが、まずは経路案内等がスムーズにできるような形。交通手段が変わっても、先ほど言いましたとおり、例えば松本の医療機関まで行く間、どのような時間でどれに乗ってくださいというものを、連動するような形のものをごイメージしているところでございます。

○山口恵子委員 塩尻市の公共交通計画の範囲の中に塩尻型Ma a Sが限定されるのか、先ほどのお話では、松本などの医療機関も含まれるということなので、利用できる範囲についてはどのようにお考えなのか、この計画に沿ったものになるのかどうかお聞きします。

○地方創生推進課長 まずもっては、市内の利用者、市民の方の利便性が得られるというので、それを最念頭に置いてはおります。ただ、生活実態を見たときに、塩尻市民の方がどうしても松本市と一体となっているところは否めませんので、取りあえず今、具体的に話をしているのは、松本市とは担当者レベルで連携できないかという話はしています。ただ、今後、これは多分広がっていくということが予想されますが、今言ったとおり、一旦、松本市との連携、できればその後は周辺の自治体というふうに、近いところから市民の生活圏を考慮した形で検討していきたいと考えています。以上です。

○山口恵子委員 そうしますと、基本的な形としては官民連携なのですが、周辺自治体ともしっかりと協力して連携して事業を構築していくということだと思いますので、しっかりお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 99 ページ、同じその項目の下です。官民連携地域活性化事業について、先ほど御説明があったのは、1,500 万円についてはオープニングの際の費用、1500 万円については什器等の内装などへの費用という説明がありましたけれど、市及び市の外郭団体が出資者となることにおいて什器などを購入する。特に木曾の漆器、平沢の漆器など購入すると。これは意味が分かるのですよね。1 日なのか2 日なのか分かりませんが、そのオープニングに対して1,500 万円というのは、以前にも二、三回伺いましたけれど、どのようなイベント、何に使っていくのかということが、いまだにまだ不明確なので、御説明いただきたいのですが。

○地方創生推進課長 この企画ですが、3つ、市のほうで取りかかる意義があると考えております。1つは、地域資源の磨き上げ。2つ目、戦略的な情報発信ができる。それから、事業者間のネットワークが構築される。この3つでございます。これは、今回の杉の森の改修拠点が核にはなりますが、奈良井宿、しいては塩尻市全体がこれに取り組むという形に考えております。地域資源の磨き上げでは、外部の第三者的な視点で塩尻市の資源の再認識を図り、これまでになかった魅力を磨き上げる。情報発信については、当然我々市としても情報発信はしているのですが、首都圏及び民間企業の情報発信を活用して、全国もしくは世界レベルでの情報発信というのを戦略的に行うことと考えております。イベント自体は1泊2日で行うことは確かに間違いないのですが、実はも

う今の段階から、塩尻を中心に、この地域の地域資源が何かないかということで、コロナに対応しつつ、スタッフが入っていろいろ洗い出し、産品等、今検証しているところでございます。準備としてはもう既に始まっている状態でありまして、それをお披露目するのがそのイベントという位置づけをしておりますので、プロジェクト自体はもう既に取りかかっているという形でございます。表に見えるのは1泊2日ですが、プロジェクト自体はかなり長いペースで動かしているというものでございます。以上です。

○小澤彰一委員 関連してですけど、実際に食材等について、私の知人のところへも打診があったということ伺っています。そういう努力をするのに費用を使っているのだらうと思うのですが、実際にこれは、お披露目という対象は誰になるのでしょうか。

○地方創生推進課長 民間企業のほうで、事前にチケット売りではないのですが募集をかけます。想定しているのは、いろいろこだわりを持った層、知識層がありまして、そこである程度ハイクラスと言われているような層を民間企業社のほうでもつかんでいますので、あらかじめ公開をしてやったものです。過去において似たような事例を3年間のうち17回ほど、この事業者はやっておりますので、そこで既に顧客がいて、最近では既にリピーターで返すというような話を聞いておりますので、顧客層としてはそのようなところを想定しております。以上です。

○小澤彰一委員 こだわりますけれど、顧客層というのは、何人くらい、どういうエリアの人たちが対象になるのかということ伺いたいです。

○地方創生推進課長 全国を想定しておりますし、民間事業者側がつかんでいるのは数万人規模でそのような層がいると考えております。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○永田公由委員 横沢委員の関係で、地域おこし協力隊の関係です。これは資料として出してもらいたいけれど、地域おこし協力隊、ここでいくと予算で8名分だけれど、この人たちが一体何をするのか。例えばAは何をする、どういったことをやるのか。活動補助金が一律で200万円ずつ出ているけれど、この補助金を出す基となる、何に対しての補助金、どういったことをやったら、この補助金が市のためになるのか、生きてくるのかという部分が見えないので、その辺の資料を明日の委員会までにもしできたら出してもらいたいけれど、どうですか。

○委員長 資料、よろしいですか。

○永田公由委員 それに関連して、関係人口創出事業というのが新しく出てきたのですが、いわゆる関係人口、東京なら東京に行って、塩尻市との関わりを持って何かをやってくれる方のことだと思うけれど、この関係人口のいわゆる創出を図ることによって、塩尻市にとって何のメリットがあるか、特に市民にとって何のメリットがあるかという部分を説明していただけますか。

○地方創生推進課長 市民にとってのメリットでございますが、実際に昨年と今年度、地域の中小企業の課題解決に、首都圏のこのような人材をマッチングして解決するというものを2年ほどやっております。昨年は地元の企業が9社、今年度は地元の企業が8社程度参加しています。昨年、副業人材で参加された方は17名、一昨年はまだコロナでなかったものですから、実際に塩尻市に1泊2日に来ていただいて実際にマッチングをした。今年度はオンラインだったですけども、一応39名の方が副業人材として、ちょうど今最終のマッチングを図っております。一昨年の事例でありますけれども、9社に対して提案事項としては51件の提案がありまして、お金を払



って副業人材に実際に解決していただくという案件は3件ほどあります。1年前でございますが、うち1件はまだ引き続き次の課題解決ということになっております。まだまだ始めたばかりで、課題解決を副業人材にやっただくというものは土壌がまだ育っておりませんが、今年令和2年度におきましては、参加企業、もしくは副業人材の参加が増えているところを鑑みて、今後このような方法というものは拡大をしていきたいと考えています。ただ、これで全てが解決すると我々も考えていませんので、解決する一端と選択肢の1つとして、このようなものを整備していきたいと考えております。以上です。

○永田公由委員 このいわゆる関わる人たちというのは、例えば報酬ですとか、それから契約年数ですとか、そういうものはきちんとしているわけですか。

○地方創生推進課長 この事業の受託者はパソナが関わっておりまして、マッチングの後の契約行為のひな形ですとかモデルは、そちらのほうがかちんと指導をしているという状況でございます。

○永田公由委員 続いて、97ページの新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業、先ほど8件の申請があつて、そのうち4件が採択になったということですが、これはどういった事業が採択になっているわけですか。

○地方創生推進課長 採択になった事業4つございます。1つは個人事業主ですが、中心市街地において、にぎわいの創出を定期的に行うということで、大門マルシェというものを企画している方がいるのですが、この方ににぎわい創出の企画と実施ということでまず1件。それから新規事業で、農家の魅力にアクセスするオンラインのメディアをつくる、デジタルプラットフォームを構築するという、これはスナバに登記をしている株式会社HYAKUSHOというところですが、これが新規事業で1件ございます。もう1つは、陽だまりの家のスタイルプラスですが、みどり湖周辺にツリーハウスを造ってグランピングの事業をやるということで、その一端ではございますが、その事業が1件。それから、平沢にございます株式会社SUYAMAというところですが、もともとオーダーメイドの家具の作製をしていた会社がコンテナハウスの事業に参画をするということで、今回プレゼンがありまして、以上の4件が採択となっております。以上です。

○永田公由委員 これは採択されると、国なりの補助とかこの事業の起業に向けての補助金みたいな制度はあるわけですか。

○地方創生推進課長 今回は市単独のものでやっておりますので、しかも新規ビジネスモデルチャレンジ事業は、継続的に今後関わるための人件費ですとか、何かシステムの経費というものは対象外であります。何か新しいことを起こすときに、どうしてもものをそろえたりですとか、物品が必要だというのが補助対象となっておりますので、一応ここで事業を起こすためのときに必要なものの経費ということで補助を行っておりまして、継続的に行うものは、プレゼンの中できちんと事業が安定的に行われるかということで、審査員の中に八十二銀行が入っていただいたり、東京と千曲市で事業所をやっている方にも入っていただいて、その支援を行っているということで、金銭的な支援は継続的にはないです。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 89ページ、広報に関するところで。広報活動事業の一番最初の広報アドバイザーに関するところで、24万円という予算になっていますけれど、現在、編集だとかデザインだとか装丁だとかいう部分について、市の職員の編集に携わる方とどういう関係でやっているのかを伺いたい。

○秘書広報担当課長 こちらにつきましては、今年度は広報戦略ということで、新年度からスタートするわけで

すけれども、その策定につきまして、今年度は主にアドバイスを頂いたりということで、東京の電通の方をお願いして、今回はやはりコロナ禍ということで、ほぼほぼリモートになりましたけれども、そういった形で戦略の策定のアドバイスを頂いたという形になります。来年度につきましては、実際その戦略に沿って広報活動をしていく中で、広報しおじりでありますとかSNSの発信等について、個々にアドバイスを頂いていくという形でお願いしたいと思っております。以上です。

○小澤彰一委員 広報しおじりが編集の質の高さで賞を受けたというお話を伺いまして、これはただ単に塩尻市の担当者が評価されたということではなくて、市民に対して市の情報がきちんと伝わるというという意味においては大変重要なことだと思います。ぜひ電通で、リモートでやられるのは一向にかまわないと思うのですが、ぜひこういう面で投資していただいて、すばらしい広報づくりに励んでいただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。それでは、103 ページまでは以上で終了といたします。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費中、8 目地域づくり振興費 102 ページから 13 目防災防犯費 119 ページまでと、15 目公平委員会費 124 ページから 6 項監査委員費 139 ページまでの説明を求めます。

○地域振興課長 それでは、2 款 1 項 8 目地域づくり振興費をお願いいたします。備考欄最初の白丸、地域づくり事務諸経費 402 万 9,000 円につきましては、地域づくり係と長野県民交通災害共済の事務に係る費用でございます。1 つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬、次の会計年度任用職員手当、会計年度任用職員社会保険料につきましては、会計年度任用職員 1 名に関わる人件費になります。次の黒ポツ、長野県民交通災害共済会費徴収報償金 93 万円は、県民交通災害一般会員の取りまとめ分といたしまして、会員 1 人当たり 30 円の計算で該当区に支払うものでございます。下から 3 つ目の黒ポツ、代行プリント委託料 41 万 4,000 円でございますが、県民交通災害の申込書の印刷につきまして、これまで庁内のプリンターで印刷していたものを外注に出すことといたしまして、その委託料を計上したものでございます。

次の白丸、行政連絡諸経費 4,626 万 7,000 円につきましては、市内 66 区の区長に行政連絡等に関わる業務をお願いし、市と区間の連絡調整を図っていただく活動費でございます。行政連絡及び広報等の配布に関わる委託料、それに令和元年度までの行政連絡長としての報酬に相当する額を、行政活動業務に係る委託料としてお支払いするものでございます。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業 736 万 6,000 円につきましては、最初の黒ポツ、ふれあいのまちづくり事業補助金でございますが、こちら従来の補助メニューに都市計画法に基づく指定既存集落を対象とした地区計画策定事業を追加しておりまして、令和 3 年度は指定既存集落のうち 2 つの地区、南内田集落内の 2 地区になりますけれども、こちらの地区計画策定に関わる補助金を計上しております。そのほか環境整備事業等、6 事業合わせて計 8 件分 495 万 6,000 円の予算額となっております。次の黒ポツの集会所改修事業補助金 241 万円は、トイレの洋式化改修工事等、4 件分の補助でございます。

ページおめくりいただきまして、最初の白丸、防犯灯管理事業でございます。こちらにつきましては、説明に先立ちまして、先の議会本会議におきまして、中村努議員から LED 防犯灯の各区の設置状況の一覧表を総務生活委員会において配付していただきたいという要望を頂きましたので、お手元に配付をさせていただきました。そちらについて若干説明をさせていただきたいと思っております。

表、裏面とございますが、最初に、令和 2 年度 LED 防犯灯区別一覧をお願いいたします。こちら市内全 66

区についての現時点での防犯灯の設置状況、LED化の状況について表にしたものでございます。

簡単に説明させていただきますが、最初の項目の台帳記載防犯灯数は、各区の防犯灯の総数でございます。指定防犯灯、これは人家から100メートル離れたところに設置しているものですが、その指定防犯灯とそれ以外の一般防犯灯、それぞれの防犯灯数を記載してあります。

次の項目の、うちLED防犯灯数ですが、こちらはLED化した防犯灯の数でございます。このLED防犯灯には大きく分けて2種類ありまして、LED電灯、蛍光管タイプのもの、LED電球のものがありまして、それらを合わせた数となっております。次の、うちLED灯数は、LED電灯の数にして、蛍光管のものです。市からの補助を受けて整備したLED防犯灯の数となっております。次のLED化率は、LED防犯灯、電球含めた全体のLED化率であります。次のLED灯率は、LED電灯の整備率になります。

次の項目のR2電気料金は、今年度から従来の指定防犯灯の電気料に加えまして、LED化した一般防犯灯の電気料を補助することとなりましたが、それら電気料の補助対象数と補助額を示したものでございます。

次のR2改修実績ですが、今年度のLEDの設置改修件数と補助額、これは実績値になりますが、補助額になります。

次に裏の面をお願いします。令和3年度末LED防犯灯区別一覧表でございます。一番左のR3要望ですが、こちらは令和3年度の指定防犯灯、一般防犯灯のLED設置、改修に関わる要望件数と補助額を区ごとに示したものでございます。一番下に総合計が示されておりますが、指定防犯灯、一般防犯灯、合わせて943基となります。これにつきましては、全て予算計上させていただいております。

次のR3年度末台帳件数ですが、年度末の防犯灯の見込みですが、総数になります。次のR3年度LED灯数ですが、年度末のLED化された防犯灯の数。次のLED化率は、令和3年度末のLED化率の見込みでございます。一番下に全体の率が示されていますが、全体で68.8%となる見込みでございます。

一番右の項目がR3年度電気料金額、令和3年度に電気料の補助をする防犯灯の灯数と補助金額を示したものであります。これも全て予算化させていただきました。表の説明は以上でございます。

予算書にお戻りいただいて、防犯灯管理事業全部で2,786万円になります。最初の黒ポツ、防犯灯設置改修補助金2,084万円ですが、先ほど説明したとおり、改修、新設合わせて943基分と緊急対応分として20基分を加えたものでございます。また、次の黒ポツですが、LED防犯灯電気料補助金。こちらも先ほど説明したとおり、LED防犯灯の電気料の補助としまして、指定防犯灯、一般防犯灯、合わせて4,400基分ということで見込んでおまして、702万円を計上させていただいております。先ほどの一覧表の金額よりも若干多くなっておりますが、予算編成時に見込んだ金額でございますのでお願いしたいと思います。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業402万4,000円につきましては、一番下の黒ポツ、地域活性化プラットフォーム事業補助金374万円が主なものでございます。地域課題を解決するために、地区が主体的に取り組む事業に対して、事業執行に必要な補助金を交付するものであります。令和3年度は3地区に対して交付いたしますが、宗賀地区のどんぐりプロジェクト、北小野地区の北小野地区地域活性化定住促進事業、吉田地区の吉田地区防災活動事業に関わる補助でございます。

続きまして、9目支所費でございます。本年度は全体で9,540万円余、前年度と比較して4,937万円余の増額となっておりますが、檜川支所解体に向けての実施設計、宗賀支所の中間改修に関わる工事費等の計上によるも

のでございます。

説明欄の白丸、片丘支所管理運営費から 114、115 ページの檜川支所管理運営費まで支所ごとに計上してございます。全て各支所の通常の維持管理あるいは支所業務の運営に関する経費でございます。令和 3 年度の特徴的なものの御説明を申し上げます。

まず、ページをおめくりいただきまして、宗賀支所管理運営費ですが、一番下の黒ポツ、整備工事費 3,168 万 9,000 円ですが、先ほど申したとおり、支所施設の改修工事に関わるもので、屋根及び外壁の防水工事、エントランスのバリアフリー化等を行うものです。

次の白丸、北小野支所管理運営費ですが、ページおめくりいただいて一番下の黒ポツ、用地取得費 1,600 万円ですが、支所に隣接する J A ガソリンスタンドの跡地約 1,140 平米を先行取得した土地開発公社から買い戻すものであります。駐車場用地、あるいは地区のイベント等に活用するものであります。

次に、113 ページの檜川支所管理運営費でございますが、ページ 1 つおめくりいただいて、下から 9 つ目の黒ポツになります。設計委託料 513 万 7,000 円ですが、旧檜川支所及び旧図書館檜川分館の令和 4 年度の解体工事に向けた実施設計に関わるものでございます。地域づくり振興費及び支所費につきましては、以上でございます。

○**市民課長** 引き続きまして、114、115 ページの 10 目生活支援対策費の説明欄 1 つ目の白丸、消費・生活支援対策事業は、消費生活相談員、市民生活相談、総合案内の各職員の人件費のほか、上から 5 つ目の黒ポツ、法律・特設合同相談員謝礼は、弁護士等への謝礼となります。中ほどの黒ポツ、消耗品費 85 万 2,000 円には、平成 28 年度から継続購入しております、電話による振り込め詐欺被害等を防止するための録音機能、警告メッセージ付きの詐欺防止機器 50 台の購入費用が含まれています。なお、消費生活相談員の報酬、詐欺防止機器購入費などの事務諸経費は、県からの補助金交付の対象となっております。

次の 116、117 ページをお願いします。説明欄 1 つ目の白丸、外国籍市民支援事業の主なものといたしましては、相談員の人件費のほか、下から 3 つ目の黒ポツになります。日本語講座委託料は、市内のボランティア団体への委託料となります。一番下の黒ポツ、翻訳アプリ使用料につきましては、多言語翻訳に対応したタブレット端末のアプリケーション使用料となります。私からは以上です。

○**総務人事課長** それでは、引き続きまして、11 目職員厚生費をお願いいたします。白丸の職員健康管理・福利厚生費 1,636 万円余につきましては、最初の黒ポツ、嘱託医報酬 84 万円は、労働安全衛生法に基づき、従業員 50 人以上の企業等に産業医 1 人を配置することになっておりまして、その報酬となっております。なお、今まで市内大門の田村内科医院の院長に委嘱をしておりましたけれども、新年度、御本人からの辞退の申出があったために、新たに広丘吉田の今井医院の今井院長に委嘱をさせていただくこととなっております。それから 6 つ下の黒ポツ、メンタルヘルスカウンセリング委託料 92 万円余につきましては、月 2 回、1 回当たり 5 人の職員の定期または随時のカウンセリングの委託料となっております。その下の黒ポツ、職員健康診断等委託料 1,133 万円余につきましては、循環器系検診、がん検診、ヘルスクリーニング健診の委託料となっております。その下の黒ポツ、ストレスチェック調査分析業務委託料 111 万円余。このストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法の規定によりまして、年 1 回の実施が義務づけられております。そのストレスチェックの調査分析のための委託料となっております。

次の白丸、人材育成事業 1,407 万円余ですが、こちらは職員研修が主なものとなっております。2 つ目の黒ポ

ツ、特別旅費 453 万円余につきましては、各種派遣研修に関わる旅費で、この中には県等への派遣職員の研修分も含まれています。それから 3 つ下の黒ポツ、研修委託料 290 万円余ですが、これは外部から講師を招聘する研究会等の委託料となっております。次の黒ポツ、職員採用試験事務委託料 150 万円余につきましては、教養と専門分野の筆記試験の事務委託をするための委託料となっております。職員厚生費、職員研修費につきましては、以上でございます。

○**危機管理課長** 続きまして、118、119 ページをお願いいたします。13 目防災防犯費の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず 119 ページの説明欄、白丸、防災防犯諸経費 1,136 万円余のうち、上から 5 つ目の黒ポツ、消耗品費 509 万円余につきましては、備蓄倉庫に保管しますアルファ米、水、毛布等の購入費でございます。5 つ下の黒ポツ、被災者支援システムサーバ等使用料 132 万円余につきましては、大規模災害時に被災者、避難所の情報を一元管理し、罹災証明書の早期発行等も可能となりますシステムサーバの使用料でございます。3 つ下の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金 220 万円は、塩尻警察署を事務局とします塩尻朝日防犯協会の塩尻市分の負担金でございます。3 つ下の黒ポツ、資機材等補助金 130 万円につきましては、自衛消防隊、自主防災組織などが活動する上で必要となる資機材の購入に対する補助で、1 組織 3 年間で 10 万円を限度に交付するものでございます。

次に、その下の白丸、防災施設・設備等整備事業 2,917 万円余のうち、最初の黒ポツ、消耗品費 432 万円余につきましては、移動系の防災行政無線のバッテリー等の購入費でございます。その 6 つ下の黒ポツ、防災行政無線保守点検管理委託料 1,555 万円でございますが、同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線の保守点検委託料でございます。その 2 つ下の黒ポツ、土中水分量情報システムサーバ等管理委託料 158 万円余につきましては、檜川地区の 3 か所に設置してあります土中水分量情報システムのサーバの保守点検委託料でございます。4 つ下の黒ポツ、防災行政無線設備工事 171 万円余につきましては、屋外スピーカーの更新など防災行政無線の修繕工事費でございます。私からは以上でございます。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、124、125 ページをお願いいたします。2 款 1 項 15 目公平委員会費、説明欄、1 つ目の白丸、公平委員会運営事務諸経費 53 万 9,000 円余でございます。このうち主なものにつきましては、1 つ目の黒ポツ、公平委員会委員報酬 3 人分でございますが、職員からの不利益な処分についての不服申立て及び勤務条件に関する措置の要求に係る委員会開催の委員報酬でございます。このほかは研修会等の費用でございます。私からは以上です。

○**税務課長** 続きまして同じページ、2 項徴税費 2 目賦課徴収費の賦課事務諸経費 1 億 1,206 万 9,000 円は、課税に係る経常的な事務経費でございます。主なものは、中ほど上から 9 番目の印刷製本費 320 万 6,000 円につきまして、市県民税では特別徴収のしおりや法人市民税の納付書の印刷、固定資産税では償却資産の手引き、申告用紙のほか、土地・家屋リスト、土地・家屋価格等縦覧帳簿の印刷などとなっております。下から 2 つ目になりますが、パンチオペレート業務委託料 506 万 9,000 円は、各税目の課税において、紙ベースで提出を受けた申告書等の情報をパンチ入力するための委託料でございます。次の納付書作成等業務委託料 1,231 万 1,000 円は、市県民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税の納税通知書の印刷、印字、封入、封緘のほか、各納税通知書の差し替え分、住民税申告書、未申告者へのはがき等の印刷に関わる委託料でございます。

126、127 ページをお願いいたします。上から 6 つ目になりますが、地方税電子申告等支援システム使用料 445

万9,000円は、eLTAxに関連する業務で、インターネットを利用して行われる地方税の手続に関して、報告者または申告者からのデータの受取り及び該当地方自治体へ受渡しを行う業務に関わる使用料でございます。5つ下になりますが、基幹系共同化システム利用負担金3,127万6,000円は、本年1月から3市共同化で導入した基幹系システムに関わるもののうち、税務課で負担すべき部分の金額でございます。次の市税還付金3,500万円は、法人市民税を中心とした市税の還付に充てるものであります。

続きまして次の事業、固定資産評価替等対応事業1,811万3,000円につきましては、3つ下の、評価替等対応事業委託料1,441万円でございますけれども、土地、家屋の経年移動データの更新、公図の文筆、合筆に伴うデータの更新と、路線価算出等の委託料であります。その下、標準宅地不動産鑑定委託料336万4,000円は、毎年実施する、7月1日現在の簡易鑑定を実施する委託料でございます。

次の事業、徴収事務諸経費3,494万1,000円でございますが、一番下の滞納管理システム改修委託料354万7,000円につきましては、現在、市税のほか、後期高齢者医療保険料と介護保険料の滞納整理を行っておりますけれども、新年度からは保育料や下水道使用料等の新たな滞納整理を行う予定となっております、そのためのシステム改修委託となっております。128、129ページをお願いいたします。8番目の地方税滞納整理機構負担金251万9,000円につきましては、地方税の大口徴収困難案件の滞納処分を専門的に行います長野県地方税滞納整理機構へ30件の徴収を移管する負担金でございます。内訳としましては、基本負担金、徴収実績割、処理件数割の3つで構成されており、基本負担金は5万円、徴収実績割は令和元年度の徴収実績に基づく徴収実績の10%として245万円、処理件数割は1件当たり10万円ですので300万円、合計では550万円となりますが、国民健康保険事業特別会計との案分により、251万9,000円としたものでございます。2つ下の基幹系共同化システム利用負担金671万円につきましては、賦課事務諸経費でも説明いたしましたが、本年1月からの3市共同にて導入した基幹系システムに関わるもののうち、徴収事務諸経費分として負担すべき部分の金額でございます。以上です。

**○市民課長** 引き続きまして、128、129ページの3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものにつきまして御説明させていただきます。説明欄2つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費7,550万6,000円のうち、主なものにつきましては、中ほどの黒ポツになりますが、戸籍システム保守委託料以下、戸籍住民基本台帳事務及びマイナンバーカードを使いました各種証明書のコンビニ交付に関わるシステムの保守及び制度改正に対応したシステム改修委託料となります。そのほか、次の130、131ページにわたり、各種システムの使用料となっております。130、131ページをお願いします。上から6つ目の黒ポツ、個人番号カード交付事業交付金2,422万8,000円につきましては、マイナンバーカードの発行作成業務を地方公共団体情報システム機構へ委任する経費となりまして、この全額は国から補助金として交付されるものとなります。私からは以上です。

**○選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございますが、これは選挙管理委員会の通常経費でございます。説明欄2つ目の白丸、委員会運営等事務費522万7,000円の主な内容でございますが、1つ目の黒ポツ、選挙管理委員会委員報酬4人分の報酬201万6,000円、それから一番下の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金241万7,000円は、基幹系システムの共同化に伴い、選挙人名簿を管理しているシステムの利用に当たる選挙管理委員会としての負担金でございます。

次に、2目選挙啓発費、選挙啓発事務費63万5,000円につきましては、選挙への関心を高めるための啓発に係る費用でございますが、1つ目の黒ポツ、選挙ポスター表彰記念品代12万8,000円につきましては、明るい選挙

啓発ポスター作品募集、表彰に係る経費で、次の消耗品費、印刷製本費、郵送料につきましても、満 18 歳となった新有権者に投票を促すため、バースデーカードと蛍光ペンを送り、啓発活動を行うための事務経費でございます。

続きまして、132、133 ページをお願いいたします。3 目衆議院議員選挙費でございます。現時点におきましては選挙の日程は未定でございますが、令和 3 年 10 月 21 日に任期満了となります、衆議院議員総選挙に係る執行経費でございます。なお、この執行経費につきましても、国が負担する経費でございます、県を通じて市に委託金として交付されるものでございます。

説明欄 1 つ目の白丸、職員給与費 1,200 万円でございますが、これは投票事務及び開票事務に従事する職員の選挙事務手当でございます。

次の白丸、選挙事務諸経費 2,135 万 1,000 円でございますが、1 つ目の黒ポツ、投票管理者等報酬 201 人分、288 万 7,000 円につきましても、市内 40 か所の投票所及び 4 か所の期日前投票所の投票管理者及び投票立会人、また開票時における選挙立会人の報酬等でございます。2 つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬 307 万 6,000 円でございますが、これは選挙事務に係る事務従事及び期日前投票所の受付等に従事していただく方を雇用するための費用でございます。次に 5 つ下の黒ポツ、消耗品費 150 万円は、事務執行に係る様々な必要物品等の経費であります。中ほどの黒ポツ、郵便料 196 万 8,000 円は、入場券を発送する経費であります。さらに 4 つ下の黒ポツ、ポスター掲示場設置委託料 354 万 2,000 円につきましても、選挙ポスター掲示場の設置、管理及び撤去を委託する経費でございます。さらに 2 つ下の黒ポツ、投票管理システム運営委託料 135 万 8,000 円につきましても、投票所においてパソコンで受付をするためのシステムの運営委託料でございます。1 番下の黒ポツ、備品購入費 220 万円につきましても、最高裁判所裁判官国民審査の開票時における読み取り集計機の購入に係る経費でございます。

次に、4 目参議院議員選挙費でございますが、これは令和 3 年 4 月 25 日執行予定の参議院長野県選出議員補欠選挙の執行経費でございます。選挙の執行日は令和 3 年 4 月 25 日でございますが、令和 2 年度中から選挙の執行準備に取りかからなければならないため、予算は令和 2 年分と令和 3 年分ということになります。なお、令和 2 年分の参議院議員選挙費の補正予算につきましても、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、専決処分させていただきまして、議会にこれを報告し、承認を求めることとしております。

132、133 ページの説明欄 1 つ目の白丸でございます。職員給与費 1,044 万円でございますが、これは投票事務、開票事務に従事する職員の選挙手当でございます。

それから次に、一番下の白丸、選挙事務諸経費 1,420 万 6,000 円でございますが、1 つ目の黒ポツ、投票管理者報酬 216 人分、280 万 3,000 円につきましても、市内 40 か所の投票所及び 4 か所の期日前投票所の投票管理者及び投票立会人、また、開票時における選挙立会人の報酬等でございます。2 つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬 334 万 8,000 円ですが、これは選挙事務に係る事務従事及び期日前投票所の受付等に従事していただく方を雇用するための費用でございます。続きまして、134、135 ページをお願いいたします。説明欄上から 3 つ目の黒ポツ、消耗品費 200 万円は、事務執行に係る様々な必要物品等の経費であります。次に、中ほどの黒ポツ、郵便料 200 万 1,000 円は、入場券を発送する経費であります。さらに 3 つ下の黒ポツ、ポスター掲示場委託料 66 万円につきましても、令和 3 年度分は、選挙ポスター掲示場の管理及び撤去を委託するものでございます。なお、こ

の参議院議員選挙費の執行費につきましても、国が負担する経費でございまして、県を通じて市に委託金として交付されるものです。

続きまして、5目財産区議会議員選挙費ですが、令和3年7月26日に任期満了となります、洗馬財産区議会議員一般選挙に係る執行経費でございます。これは、公職選挙法第268条の規定に基づき、町村の議会の議員の選挙に関する規程を適用して行うものとなります。なお、この執行経費につきましては、その全額を財産区繰入金として歳入に計上しています。私からは以上でございます。

**○経営戦略課長** 続きまして、136、137ページをお願いいたします。5項統計調査費1目統計調査総務費で、右側上から2番目の白丸、統計調査諸経費につきましては、統計調査全般に係る事務費等の計上で主なものは、一番下の黒ポツ、統計研修業務委託料28万9,000円。これにつきましては、統計スキル向上を目的に職員向けの研修を実施し、証拠やデータに基づく政策立案の推進を図りたいというものでございます。

続きまして、2目基幹統計調査費、右側のページ中ほどの白丸、基幹統計調査諸経費。こちらにつきましては、令和3年度実施予定の学校基本調査、工業統計調査、経済センサス活動調査に係る経費でございます。主なものは一番上の黒ポツ、指導員・調査員報酬37人分、209万8,000円を初めといたしまして、以下、人件費、事務的経費を計上するものでございます。以上です。

**○選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、138、139ページをお願いいたします。6項1目監査委員費でございます。地方自治法に定められている、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査を行う職務に必要な経費として、説明欄2つ目の白丸、監査事務諸経費553万2,000円でございます。1つ目の黒ポツ、監査委員報酬3人分、308万4,000円が主なもので、例月出納検査、決算審査、定期監査等、監査委員に支払う報酬でございます。そのほかは、委員が会議や研修会に出席するための旅費及び負担金等でございます。私から以上です。

**○市民課長** では、154、155ページをお願いします。3款民生費1項7目になります国民健康保険総務費は、職員給与費のほか、説明欄2つ目の白丸になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金は、低所得世帯の保険料軽減に関わる保険基盤安定繰出金及び事務費繰出金となります。総額につきましては、4億2,018万3,000円としています。詳しくは、国民健康保険特別会計の予算で説明いたします。

次に、同じページの8目後期高齢者医療運営費は、説明欄1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、長野県後期高齢者医療広域連合の事務費と、医療給付費に関わる負担金となりまして、いずれも広域連合の試算により総額6億2,300万円としています。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費と低所得者等の保険料軽減相当額を繰り出すものとなりまして、1億5,324万5,000円を計上しています。

次に、176、177ページをお願いします。3款4項1目国民年金事務費になります。法定受託事務としての国民年金関連事務の人件費のほか、事務諸経費といたしまして、518万8,000円を計上しております。私からは以上です。

**○委員長** はい。ここで10分間休憩とします。

午後2時30分 休憩



○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

説明を受けました、177 ページまでの質疑を行います。質問ございますか。

○横沢英一委員 113 ページの、檜川支所の管理運営費をお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。まず、電力使用料の331万9,000円という額なのですが、ほかの支所に比べると結構高いものですから、どうしてこんなに高いかということで。旧庁舎も変わったわけですし、支所が移っても高いのかなということで、教えていただきたいと思います。

○地域振興課長 檜川保健福祉センターを今使っているのですが、そちらの高圧受電契約となっております、診療所と保健福祉センター、両方電気を供給するようになっておりまして、基本料金が高くなっているということで、少し高額となっております。

○横沢英一委員 それでは、仕方がないということだね。それでは、別の質問を。115 ページをお願いしたいのですが、設計委託料ということで先ほど説明がありまして、檜川の支所と図書館の解体の関係だと思っておりますが、この予算につきましては、平成2年度から設計の関係も含めて予算化されているわけですが、少し先の話で申し訳ないのですが、令和4年度の解体工事はこの予算説明書の中には書いてあるものですから、大体どれくらいのお金を見積もられておられるのか。実際のところは、実施設計しっかりやっていたかなくては正確な額は出ないということだと思いますが、概算で教えていただければありがたいです。それと、工期が大体どのくらいかかろうか。

○地域振興課長 解体工事につきましては、旧檜川支所の関係と図書館檜川分館を、同時に解体をする予定でございます。当時の施設はアスベスト等が含まれているものですから、かなり解体に対して経費がかかるということでございます。檜川支所、今時点の見積りですけれど、約2億6,000万円となっております。また図書館の関係ですが、4,900万円くらいを見込んでおります。

○横沢英一委員 それが足されるということですか。

○地域振興課長 はい。

○横沢英一委員 約3億円ということですか。

○地域振興課長 そうです。工期の関係ですけれど、1年を見ております。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 129 ページ、戸籍住民基本台帳事務諸経費の中のコンビニに関するところですが、これは実際には1年間でどれくらいの利用があったのか、伺いたいです。

○市民課長 コンビニ交付に関わる各種証明書の交付率という形になります。窓口、コンビニ含めた交付枚数のうち、コンビニ交付率でお話をさせていただきますと、この2月末の時点で、各種証明書の交付率は5%となっております。以上です。

○小澤彰一委員 これは、全国どこのコンビニで使われたかということは、分からないのでしょうか。

○市民課長 係長からお答えします。

○市民係長 全国どこで使われたかは分かりますけれど、すみません、今手元に資料がございません。主はやはり長野県内、そのあとは、東京、名古屋、主な首都圏で利用を。特に東京、名古屋に関しましては、戸籍の利用

が非常に多くなっております。以上です。

○委員長 ほかにはございますか。

○山口恵子委員 103 ページと 105 ページに、それぞれ地域活性化プラットフォーム事業と、ふれあいのまちづくり事業補助金がありますが、これは事業の目的としては、それぞれの地区、また、区の課題解決のための制度だと思っておりますけれども、もう一度、2つの制度の事業の目的についてお聞きしたいと思います。それで、2つこうやってそれぞれ事業が掲載されていますので、この事業の違いについてもお聞きします。

○地域振興課長 まず、地域活性化プラットフォーム事業につきましては、これは各地区が主体となって、それぞれの地域課題を解決するために地域の人材等活用しながら活動する、それに対しての支援ということでございまして、補助対象経費の100分の95で、限度額が200万円という形になっております。それに対しまして、ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、主に区を対象とした地域の活性化につながる事業ということで、幾つかの補助メニューございまして、そちらに対して補助をするもので、地域づくり事業としまして、対象経費の3分の2、限度額が80万円ということ。あと、ずくだし事業ということで、原材料等提供しまして、自分たちで汗を流して地域課題を解決していく、そういうメニューがありまして、それが10分の10、限度額20万円ということであります。それと、新しくこのたび要綱改正しまして、都市計画法に基づく地区計画策定事業ということで、こちらの地区計画策定に対する補助ということで、10分の10、限度額が150万円という形の補助となっております。

○山口恵子委員 目的としては、地区または区の課題解決やまちづくりのために使われる、それぞれ制度の内容とか補助金の内容は違うのですが、大きな目的は一緒の制度だと思っております。それで、実際に実用化、地域で活用する場合、地区で実施するのか区で実施するのかというところを、この制度のよって分けられているのですけれど、それを分けずに、この2つの制度を1つのもう少し大きな制度として、地元地域が、例えば2つの区が一緒にやる事業とか、それぞれ地元の実情に合って使いやすい制度にさせていただくほうが、実際には使いやすいのかなと感じているのですけれど、その辺についてはどのようにお考えなのか、お聞きします。

○地域振興課長 確かに御指摘のとおり、地区のほうからも、プラットフォーム事業を区での地域課題解決のためにも使えないかという要望を頂くものですから、今後それについては、本当に地区の課題解決に適した方法ということで検討していきたいと考えております。

○山口恵子委員 本日は、支所長もそれぞれ皆さんいらっしゃっているので、地域とか実情もよくお分かりだと思っておりますので、皆さんの状況をお聞きして、いい制度になるように検討をお願いしたいと思います。

105 ページの防犯灯の関係についてお聞きします。先ほど、この一覧表の説明をしていただいたのですが、市では区から要望があった額に関しては、全て予算要望に対応して予算計上をしていただいているのですけれども、全体を見ますと、区ごとにLED化率が100%のところもあれば、50%っていないところもあって、かなりばらつきがあるのですけれども、これはどういうことが原因でこのような状況になっているのか、考えられることについてお聞きします。

○地域振興課長 御指摘のとおり、ばらつきがあるのは確かでございます。一応、改修に関わる補助というものは出ているのですけれども、自己負担、区の負担というものもあるものですから、改修費にかけられる財政状況等の違いによるものもあるかと思っております。また、防犯灯の管理等につきまして、区で管理しているところと、下

の常会単位に下ろして管理しているところがございまして、その改修ということになると、常会とのすり合わせと言いますか、意思決定と言いますか、そういうものに時間がかかるという実情もあろうかと思えます。以上です。

○山口恵子委員 それぞれ対応なども状況も、地域、区によって違うということは理解できます。それで、市の予算、要望、申請に対しては、予算計上していただいているのですけれども、事業をするには、やはり区に前もって予算がないとできないので、予算要求の額に対して、前もって見積りの段階で概算払いをしていただくということが、LEDの設置補助金について対応していただけるのかどうかお聞きします。

○地域振興課長 概算払いも認められておりまして、現に概算払いの要求を頂く区もございまして、もし、その必要があれば地域振興課へ相談に来てくださればと思いますので、その辺、周知していきたいと思えます。

○山口恵子委員 地区、区によって、区長の任期もそれぞればらばらで、また、この3月、4月で代わる場所もございまして、しっかり丁寧にそういった対応をしていただけることも説明をしていただきたいと思います。お願いします。要望です。

○委員長 ほかにございましてか。

○山口恵子委員 確定申告のことについてお聞きします。今回からだと思うのですけれども、e-Taxの電子申請を行う場合、市の職員がやり方を映像配信していただいていると思うのです。それで、あとは会場の混雑状況なども随時、事前に分かるような対応を、とても親切にいただいていると思うのですけれども、その効果について、どのような状況なのか、今の時点でいいですので、お聞きしたいと思います。

○税務課長 昨日で、塩尻市につきましては確定申告の相談は終了しておりますけれども、例年ですと、受付の会場ですとか、そういったところで非常に混雑したりとか、集中したりするときがあるのですが、割とYouTubeの映像を見ていただいている方が多くて、多くてもお待ちいただく方が10人、もう少しいるかどうかという感じで、お待ちいただく時間が大分短くなったように感じております。また、e-Taxの関係も国も国税庁も推奨している中で、私どもも映像で配信したわけですが、申告件数自体も、昨年に比べて1割ぐらいは申告にお見えになっている方が減っているかと、まだ確定ではないのですけれども、私、手元に資料がないので分からないのですけれども、先週の段階ではそのような状況でございました。以上です。

○山口恵子委員 国でもそういった対応をしていただいていると思うので、ぜひ、今後も引き続きお願いしたいと思います。

続けて、138 ページからになりますけれども、選挙費についてお聞きします。今回、国政選挙が、補欠選挙または秋までにもう1回予定されているのですけれども、特に投票率アップということで、高校生とか、あとは高齢者世帯の多い山間地域に移動投票場を、松本市の場合は、高校などにも出向いて期日前投票をするということが報道されています。塩尻市民も松本の高校へ通っているお子さんがたくさんいらっしゃるのですけれども、これは松本の選管として移動投票場をするということですので、塩尻市の松本へ通っているお子さん、高校生の皆さんには恩恵がないというか、対応してもらえないという状況だと思うのです。それで、それは致し方ないことだと思うのですけれども、塩尻市としては、市内高校とか大学、専門学校とかありますけれども、そういったところへの期日前投票、移動投票場を検討されることも大事かと思えますけれども、どのようにお考えなのかお聞きします。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 委員おっしゃるとおり、近隣の市で行うということになりまして、選挙管理委員会におきましても議論をさせていただきました。まだ、効果ですとか利便性について、どの程度出てくるのかというところが見えない部分もございまして、先行して松本市とかやるようになってきておりますので、その状況等も確認、結果等を教えていただく中で、塩尻市としてはよりよい方法として、どのようにしていったらいいのかというのを選挙管理委員会の中で引き続き検討中でございます。もちろん、同じ選挙という形になってきたりしますので、その辺の利便性について、あまり差があるとか、そういったことがないよう、できるだけ、他の市町村とも情報共有をしながら、また、県の選挙管理委員会とも相談しながら進めている状況でございます。

○**委員長** ほかによろしいですか。

○**小澤彰一委員** 今の山口委員の質問に関連してですけれども、135 ページのところ、選管の事務局はもちろんですけれども、市の職員の方や選挙の管理、立会人の方々に大変な負担がかかっているようで、いつも区の役員の方とお話をすると、そのことが話題になるのですけれども、選挙人名簿などを拝見していると、大分、地区、投票所によって人口のバランスがまちまちのように思うのです。大きな投票所というのは、やはり一定の期間、一定の時間、開けておかないといけないと思うのですけれども、例えば、宗賀の日出塩地区などは一番投票率が高いです、たしか。ああいうところでは、人口が少なくコンパクトですので、できるだけそういうのは日数なども縮小してもいいのではないかと思いますと同時に、今、山口委員がおっしゃったように、かなり集落から離れているような場所については、移動で、あらかじめ指定しておいて、この日に投票してもらえないかということであれば、そうすれば立ち合いの方なども負担が減っていくのではないかと思います。参院選にはとても間に合わないでしょうけれども、今後、そういうことを御検討いただければと思います。要望です。

○**委員長** ほかによろしいですか。それでは、177 ページまでは以上で終了といたします。

次に、4 款衛生費 1 項保健衛生費 5 目環境衛生費、190 ページから、8 目霊園費、199 ページまでと、2 項清掃費 2 目ごみ処理費、200 ページから、3 項上水道費、203 ページまで。それと、9 款消防費、260 ページから 265 ページ、12 款公債費、334 ページから、13 款予備費、337 ページまでの説明を求めます。

○**生活環境課長** それでは、4 款衛生費 1 項保健衛生費 5 目環境衛生費、予算書の 190、191 ページからお願いをいたします。説明欄 2 つ目の白丸、環境衛生事務諸経費 74 万 9,000 円でございますが、主なものは一番上の黒ポツ、環境審議会委員報酬でございます。法に基づきまして、環境審議会委員会を開催しておりますけれども、今年、第二次の環境基本計画の見直しをさせていただきまして、来年、この環境審議会委員たちから、また環境の、我々の進め方について審議をしていただくものでして、年 2 回の開催を予定しているものでございます。

次の白丸、花による美しい環境づくり事業 132 万 7,000 円でございます。5 月第 2 週ぐらいに、各地域に花苗をお配りいたしまして、市民の皆さんの協同によって市内をきれいにして、環境向上に努めているところでございます。各区の花壇及び学校、保育園、支所等の公共の場所に約 3 万 8,000 本の花苗を配布するものであります。

3 番目の白丸、「クリーン塩尻」推進事業でございます。この事業には 2 つ大きな事業がございまして、1 つは 6 月に各支所、企業、市民の皆さんと一緒にエコ・ウォークの開催の事業、もう 1 つは塩尻市のパートナー制度、地区、学校、企業、NPO 等、そういったところが今現在 53 団体ございますが、そういったところとそれぞれのボランティアのパートナー制度によって、塩尻市をきれいにしていただいている団体の予算でございます。この 2 つにつきましては、やはり去年はコロナウイルスの関係でなかなか活動ができなかったことがございます

が、今年については、できるだけ活動をしていくようにしてまいりたいと考えております。

次の白丸、廃棄物不法投棄防止対策事業 1,041 万円でございます。ここにつきましては、継続的な取り組みによりまして、大分減ってはきているところですが、なかなかなくなる事業でございます。説明につきましては、192、193 ページをお開きください。説明欄の上から3つ目、監視カメラ通信料と一番下の黒ポツ、備品購入費でございます。不法投棄の防止対策につきましては、このようなことになると、人目につかないところでものを捨てるということがございます。町場のところで捨てられるというよりも、人目につかないところということですので、一番効率的に警察と一緒に動く証拠としては、このカメラの設置によって不法投棄に厳重に対応していきたいということで、現在2台のカメラを持っておりますが、さらに3台追加させていただきまして、不法投棄の防止に役立てていきたいというように考えております。このカメラの証拠がありますと、警察も今年においても5件以上一緒に動いていただき、また警察から証拠、車のナンバー等によって照会し、その方たちに警察から動いていただけるといったことがございますので、今年、このカメラを3台増やしまして、対応していくという予定でございます。

次の白丸、公衆衛生施設管理等事業 60 万 9,000 円ですが、生活環境課で管理しています大門一番町と塩尻町の公衆トイレの2か所の委託料及び一番下の黒ポツですが、公衆浴場設備改善事業補助金 13 万 1,000 円は、桑の湯のお風呂の暖房等の給湯設備の配管修繕費でございます。これにつきましては、市の補助金の関係で、市でこの事業に対して3分の2を補助し、県からその市の補助金の3分の2に対して2分の1頂けるということで、事業者が3分の1、市が3分の1、県が3分の1ということで、実質的な市の負担は6万5,000円ぐらいという形になります。

続きまして、次の白丸、狂犬病予防事業 123 万 7,000 円でございます。一番下の黒ポツ、狂犬病予防注射・登録管理事業委託料 92 万 1,000 円ですが、長野県獣医師会にお願いをして、狂犬病の予防注射と登録をしていたところでございます。昨年につきましては、5月に入ってコロナウイルスの関係で集団予防注射を中止いたしました。今年においては、4月7日から5月15日までを、また9か所予定して、コロナ対策をしながら、確実に予防注射により接種率を上げてまいりたいというように考えておるところでございます。

次の白丸、地区衛生推進事業 940 万円でございます。主なもの、一番上の黒ポツ、衛生部長謝礼 264 万 7,000 円は、66 区の衛生部長に均等割及び戸数割によって謝礼を払うものでございます。また、5番目の黒ポツ、環境衛生活動委託料 503 万 4,000 円につきましては、特に地区に戸割で支払いをしているところですが、地区によって衛生班長の謝礼であったり、地区の衛生活動費ということで、それぞれ使い方はまちまちでございますが、衛生班長 839 人おりますので、そういった形の衛生活動委託料として地区に払っているものでございます。

続きまして、6目環境保全費、説明欄白丸、環境保全対策事業です。これにつきましては、大気、水質、騒音などの測定により、市内の環境保全の基礎資料として毎年測っているものです。主なものですが、一番下の黒ポツ、自動車騒音調査委託料 144 万 1,000 円につきましては、20 号線の栈敷交差点、また、広丘の金塚の交差点から広丘駅、広丘駅から松本境まで、広丘駅から南内田までの計4か所の騒音測定を今年も行ってまいりたいと思っております。194、195 ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、大気汚染分析検査委託料でございますが、42 万 3,000 円につきましては、保健福祉センター、市立体育館、角前の工業団地等の場所での分析をしているものでございます。2つ下の河川・湖沼の水質につきましては、14 河川 26 か所を行っていくものでございます。

次の白丸、自然環境保全事業でございます。自然環境を守るための取り組みとして、特に高ボッチ等においての活動をしているところですが、自然ボランティアの活動、また、高ボッチでの自然、高原植栽管理業務の委託料等で、高ボッチの環境を戻している状況でございます。

次の白丸、環境教育推進事業でございますけれども、環境教育ISO14001と合わせて、それぞれ学校側から等、依頼がありました環境講座、専門の分野においては事業者へ委託するなどの費用を持ちまして、事業を進めてまいりたいと思っております。

その下の白丸、環境管理システム推進事業ですが、これにつきましては、環境ISO14001に関わる費用でして、また、一番下の環境ISO等認証取得事業補助金につきましては、民間事業が取る環境ISOについて補助金を出しているところでございます。

1つ白丸飛びまして、その下の白丸、再生可能・省エネルギー促進事業80万円につきましては、今年度につきまして、蓄電池も同じように8万円掛ける10件という形で予算をしております。

次の196、197ページをお願いいたします。7目斎場費、白丸、斎場施設管理費でございます。主なものは、真ん中、13番目ぐらいになります、斎場運営業務委託料です。塩尻造花をお願いしている斎場の運営費が主なもので、現在は年間900件ぐらいの火葬に対応していただいているところでございます。

次の白丸、斎場施設維持整備費ですが、個別施設計画に伴いまして、計画的に設備の改善をしているところですが、今年につきましては、それぞれの炉の電気系統、それから系統の調査のゲート、そういったものの修繕に充てるところでございます。

次の8目霊園費につきましても、白丸、霊園管理諸経費1,246万5,000円でございますけれども、説明欄、次のページで198、199ページをお願いいたします。特に下から5番目の樹木管理委託料382万1,000円につきましては、霊園内の草刈り及び高木の処理等に係るもので、その下の黒ボツ、霊園管理業務につきましては、シルバー人材センターをお願いしているものでございます。また、その下の黒ボツ、地質調査業務委託料につきましては、霊園の入り口を入ってすぐの自由聖域の上、ツツジで東山霊園と書いたところの地質の関係が、今現在、かなり急傾斜のところですので、そここの崩落が以前あったことがありますので、ここについての地質の調査をして、そういったことが大丈夫かどうかの確認をする委託料でございます。

では、200、201ページをお願いいたします。2項清掃費2目ごみ処理でございます。説明欄、上から2つ目のごみ処理負担金でございますが、松塩地区広域施設組合の負担金となります。

次の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億3,344万5,000円でございますけれども、それぞれ燃える可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、剪定木、また、塩尻クリーンセンターへ一般市民が持ち込むタンス等の大きなものの破碎等にかかる費用でございます。その中で、下から2つ目の黒ボツ、一般廃棄物最終処分手法検討委託料でございます。議会の中でも、一般質問の中で柴田議員の2回目の質問にお答えしたところでございますが、平成17年に供用開始をしました朝日村にあります最終処分場、朝日村との協議が令和15年ということで、今後の最終処分場の手法について検討していくものでございます。かなりお金のかかるもの、期間のかかるもの、そして、また、今の最終処分場も令和15年が終了としても、閉鎖ということになるまでにはかなりお金がかかっていくことから、いろいろな手法をここで検討し、今後の方向性を判断する材料とさせていただきたいと思っております。

続きまして、次の白丸、資源リサイクル推進事業につきましては、プラスチック製容器包装、紙、ペットボトル

ル、缶、瓶などの資源物に対する収集運搬、中間処理等を行うものでございます。

次に、202、203 ページをお願いいたします。3 項 1 目上水道施設費の白丸、水道事業会計繰出金につきましては、市から水道局に繰り出す繰出金となっております。私からの説明は以上です。

○危機管理課長 260、261 ページをお願いいたします。9 款消防費 1 項 1 目常備消防費からお願いいたします。261 ページの説明欄の一番上の白丸、広域消防負担金 6 億 5,548 万円余のうち、1 つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金 6 億 3,975 万円余につきましては、常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する本市の負担でございます。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）456 万円余につきましては、長野自動車道における救急業務に対する負担金でございます。中日本高速道路株式会社から支弁金として本市に支払われたものをそのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その 2 つ下の黒ポツ、松本広域連合負担金（派遣職員人件費負担金）926 万円余につきましては、松本広域連合から本市へ派遣職員 1 名分の人件費の負担金でございます。

次に、2 目非常備消防費をお願いいたします。説明欄、上から 4 つ目の白丸、消防団諸経費 1 億 245 万円余のうち、1 つ目の黒ポツ、消防団員報酬 2,108 万円につきましては、団員 870 人分の団員報酬でございます。その下の黒ポツ、消防団員退職報償金 2,200 万円につきましては、この 4 月 1 日に退団予定者のうち、5 年以上在籍をした退団者に対しまして退職金を支払うものでございます。なお、支払う退職報償金のうち、約 9 割が消防基金から市の歳入で補填されます。次の 262、263 ページをお願いいたします。上から 8 つ目の黒ポツ、被服費 949 万円余につきましては、団員に係るはっぴ、安全靴、雨がっぱ等のほか、新基準活動服、これを 4 年計画で整備するものでございます。8 つ飛びまして、消防団員退職報償金負担金 1,670 万円余につきましては、団員に係る消防基金への退職報償金の負担金でございます。団員 1 人当たり 1 万 9,200 円を負担しています。その 6 つ下の黒ポツ、消防団運営交付金 1,284 万円余につきましては、消防団本部、分団、各部、消防音楽隊、ラッパ隊の運営に対する交付金でございます。団員の人員割、車両割、世帯割等によりまして算出をしています。その下の黒ポツ、災害出動交付金 322 万円余につきましては、団員が火災出動あるいは災害出動、捜索活動などに出動した場合の交付金でございます。1 日出動した場合は 1 人 4,000 円、半日出動の場合は 2,000 円を交付しています。その 2 つ下の黒ポツ、準中型運転免許取得費補助金 30 万円につきましては、平成 29 年 3 月に道路交通法が改正されまして、準中型免許の区分が新設されたことに伴いまして、8 つの部に配備しています消防ポンプ車がこれに該当することから、該当する部の消防団員が準中型免許を取得する場合の補助制度を創設したものでございます。補助率 10 分の 10、限度額 15 万円で 2 年分を計上したものでございます。

次に、3 目の消防施設費、白丸、消防施設整備費 5,980 万円余のうち、最初の黒ポツ、営繕修繕料 1,842 万円余は防火貯水槽の漏水修理、火の見やぐらの塗装など消防施設の修繕費でございます。2 つ下の黒ポツ、消防水利情報管理システム委託料 919 万円余につきましては、現在、紙ベースで管理しております消火栓、防火貯水槽などの水利情報を地図情報とマッチングさせまして一元管理を行い、デジタル化した情報を関係機関と共有することで、迅速な消火活動を行うと共に、水利の整備状況、これを数値化、可視化できるといことで、効果的な水路の整備を行うシステムを構築するものでございます。3 つ下の黒ポツ、備品購入費 2,823 万円余につきましては、年数を経ました消防機材を計画的に更新するものでありまして、来年度は積載車 3 台、小型動力ポンプ 1 台の更新を予定しています。その下の消火栓新設改良負担金 1,470 万円余につきましては、新設の消火栓 2 基、

改修3基、移設2基の工事負担金です。私からは以上でございます。

○**財政課長** 334、335 ページをお願いいたします。12 款公債費につきましては、長期債の元金及び利子並びに一時借入金の利子で、元金につきましては28 億8,158 万8,000 円で、前年度比較3,153 万3,000 円の増額でございます。総合体育館の整備に伴う起債の償還が始まるということなどによるものでございます。

336、337 ページをお願いいたします。13 款予備費につきましては、前年同額の1,000 万円です。歳出の説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、説明を受けました337 ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○**小澤彰一委員** 193 ページ、不法投棄に関する問題のところ、これは警察だとか、あるいは巡回されて、大分取り締まっていらっしゃるし、監視カメラもつけていらっしゃるかと思うのですが、実際に所有者が発見された場合、本人が弁済したというような例はあるのでしょうか。

○**生活環境課長** そこまでの、実際の大きなところまでの件はございません。

○**委員長** ほかにありますか。

○**横沢英一委員** 201 ページをお願いします。ごみ処理負担金の関係ですが、松塩地区の広域組合で負担するわけですが、松本、塩尻、山形、朝日が、大体どのぐらいの比率でごみが出ているのかを教えてくださいたいと思います。

○**生活環境課長** ごみの割合でございますが、松本市が78%、塩尻市が17%、山形村が3.5%、朝日村が1.5% ぐらいの割合でございます。

○**横沢英一委員** もう1点、小澤委員の質問と関連しますが、不法投棄があつて、今年3台のカメラを設置するという説明だったのですが、どこへどんな形で設置されるのか。カメラは大体どのぐらいの購入費なのか教えてくださいたい。

○**生活環境課長** 今現在、私たちがこの3台で考えているのは、1か所が奈良井川沿い、それと片丘及び洗馬の山沿いで、今まで、結構、林道に関わるところで多く捨てられるところに集中する件と、また地域から言われたときには、すぐそのカメラは動かさめますので、そういったところに設置して確認をしていきたいと思っております。

○**横沢英一委員** 1台幾らか。

○**生活環境課長** 1台、今、10 万円弱で買える状態でございます。

○**小澤彰一委員** 教えていただきたいのですが、201 ページの資源リサイクルの関係で、今までと同じような数字だったのでしょけれども、私も不用意でしたのですが、これほどお金がかかると思わなかったのです。プラスチックの処理についてですが、これは包装容器に関しては業者が回収だとか、あるいは資源リサイクルのための費用というのを負担するというように聞いていたのですが、実際、市でこれだけ負担をするということは、業者から、またこれは支払われるということなのではないでしょうか。

○**生活環境課長** 実際には、プラスチック製容器包装の回収が始まったときには、その協会からお金が200 万円、300 万円返ってきた状況でございましたが、今の状況では、処理に大変費用がかかるということで、市町村はこの収集、中間処理等を全部負担している状況になっているのが現状でございます。



○小澤彰一委員 昨日も、この資料を見ながら家庭内でいろいろ議論をしたのですけれども、そうすると、プラスチックごみの処理の袋を、別に安くしておく意味というのはないということになりませんか。

○生活環境課長 ごみの分別を、私ども、一番主にしておりまして、プラスチック製容器包装につきましては、確かにお金は戻ってくるが大分なくなりましたが、やはり分別をしていただいで出していただくことで、資源物、塩尻のものとするフォークリフトの何かに使われるパレットのような形になりますので、燃やしてしまうということではなくて、資源化ということで御理解をいただくようにしておりますので、よろしく願いいたします。

○山口恵子委員 今の関連でお聞きします。以前は塩尻市のプラごみは、皆さん、とてもきれいに処理していただいて、それもランク別によって引取り価格が違うというように聞いたのですけれど、最近の状況と、あと、このコロナ禍で外食を皆さん控えたりして、家にいる時間、家で食事を取る機会が多分増えていると思うので、そういった影響でごみが増えているのか、ごみの出し方のルールが守られているのか、そういった最近の状況についてお聞きします。

○生活環境課長 プラスチック製容器包装につきましては、平成 17 年にスタートしたときから相変わらずきれいな状況でございまして、処理をしている業者からも塩尻のプラが入ってきたときには手が休まるというぐらいきれいな状況が続いていて、感謝申し上げたいという状況でございます。ただ、コロナにおきまして、それぞれの個別の容器が増えた関係もございましたが、プラスチックはあまり増えた感じはないのですが、燃えるごみの関係につきましては、コロナで家にいることも多かったことから、1月、2月、3月に一番増えた状況でございました。

○山口恵子委員 状況はよく分かりましたけれど、ルールは守られて出されているのか。危険物が含まれていたりすると、やはりいけないと思うのですけれども、その辺の状況はどうでしょうか。

○生活環境課長 この間、前田産業に確認をしてみましたが、多少、周知が徐々に必要かというものもありますが、非常に危険な、例えばガラス製品ですとか、作業員の手に余るようなものは入らない状況でございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは、歳出については、以上で終了といたします。

次に進みます。歳入全般について説明を求めます。

○財政課長 それでは、歳入について御説明を申し上げますので、14、15 ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、1 款市税でございますが、1 項 1 目個人市民税、こちらにつきましては 32 億 5,200 万円で、前年度比較 3 億 3,100 万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によるものなどでございます。

次の 2 目法人市民税につきましては 4 億 4,260 万円で、前年度比較 1 億 1,210 万円の減額でございます。こちらも同じく、新型コロナウイルス感染症の影響によるものなどでございます。

次に、2 項 1 目固定資産税につきましては 46 億 5,900 万円で、前年度比較 3,500 万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置がございまして、これに伴う原資は見込まれるものの、設備投資による償却資産の増加等により増額を見込むものでございます。

次に、3 項軽自動車税 1 目環境性能割につきましては 800 万円で、前年度比較 200 万円の増額でございます。

その下の 2 目種別割につきましては 2 億 2,820 万円で、前年度比較 120 万円の増額でございます。それぞれ自

動車の買換え等による台数の増加を見込むものでございます。

続きまして、16、17 ページをお願いいたします。4 項 1 目市たばこ税につきましては3 億 8,400 万円で、前年度比較 3,200 万円の増額でございます。令和 2 年 10 月に実施されました税率の引上げによるものでございます。

次に、2 款地方譲与税からにつきましては、令和 2 年度の決算見込み額及び地方財政計画における増減見込み率などによりまして、試算した金額を計上したところでございます。

22、23 ページをお願いいたします。10 款地方特例交付金のうち、2 項 1 目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 7,920 万円につきましては、先ほど申し上げました固定資産税等の軽減措置による減収を国が補填をするために、この交付金が創設をされたものでございます。

次の 11 款地方交付税につきましては、51 億 1,300 万円で、前年度比較 2 億 7,500 万円の減額でございます。普通交付税は、国の算定経費の推計などから 45 億 6,300 万円、特別交付税は、前年度同額の 5 億 5,000 万円を見込むものでございます。

26、27 ページをお願いいたします。7 目の土木使用料につきましてですが、1 億 5,530 万 4,000 円で、前年度比較 152 万 6,000 円の減額でございます。こちら、2 節都市計画使用料のうち、ゴーカート、またレストラン棟などにつきましては、小坂田公園再整備事業により、令和 3 年 7 月から使用ができなくなることに伴いまして使用料を減額するものでございます。

34、35 ページをお願いいたします。15 款の国庫支出金でございますが、1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては 21 億 311 万 1,000 円で、前年度比較 3,579 万 4,000 円の増額でございます。1 節社会福祉費負担金の下から 2 つ目の黒ポツ、介護保険料軽減負担金 1,761 万 7,000 円につきましては、介護保険料の見直しによりまして、軽減負担分が増加するというに伴いまして、前年度比較約 800 万円の増額となるものでございます。

次の 2 節児童福祉費負担金、4 つ目の黒ポツ、子どものための教育・保育給付交付金 1 億 9,480 万 7,000 円につきましては、新たに小規模保育所が整備されたことなどに伴い、前年度比較 4,750 万円余の増額を見込むものでございます。

36、37 ページをお願いいたします。1 項 2 目衛生費国庫負担金につきましては 2 億 7,140 万 4,000 円で、前年度比較 2 億 6,955 万円の増額でございます。2 つ目の黒ポツ、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を新たに計上したことによるもので、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴う国 10 分の 10 の負担金でございます。

次の 3 目教育費国庫負担金 4,530 万円の新規計上につきましては、檜川地区の義務教育学校の整備に伴う国 2 分の 1 の負担金でございます。

次に、2 項 1 目総務費国庫補助金につきましては 9,477 万円で、前年度比較 7,348 万 5,000 円の増額でございます。1 つ目の黒ポツ、個人番号カード交付事業費補助金がマイナンバーカードの交付枚数増加に伴いまして増額となるほか、中ほどの黒ポツ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,600 万円、その 2 つ下のテレワークまた M a S 事業など、地方創生推進事業を計上したことによるものでございます。

次の 2 目民生費国庫補助金につきましては 1 億 7,575 万 6,000 円で、前年度比較 5,692 万 1,000 円の減額でございます。こちらは、前年度に保育所等整備交付金 9,000 万円余が計上されていたことによるものでございます。

38、39 ページをお願いいたします。2 節の児童福祉費補助金の 5 つ目の黒ポツでございますが、新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新たに計上したほか、その下の子ども・子育て支援整備交付金につきましては、病児・病後児保育施設の整備に伴うもの、その下の地域子供の未来応援交付金及び、その下の子どもの学習・生活支援事業補助金につきましては、子どもの貧困対策推進計画等策定委託、また、学習支援員の配置、子どもの居場所づくりなどに伴う補助金を新たに計上したことによるものでございます。

3目衛生費国庫補助金につきましては1億2,765万5,000円で、前年度比較1億1,515万2,000円の増額でございます。4つ目の黒ポツ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1億1,600万円余を計上したことによるものでございます。ワクチン接種に係るコールセンターの設置ですとか、接種体制の確保に伴う国の補助金でございます。

40、41ページをお願いいたします。5目商工費国庫補助金につきましては3億766万9,000円で、前年度比較2億7,432万2,000円の増額でございます。3つ目の黒ポツ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新たに計上したことによるものでございます。プレミアム付商品券の発行など、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業に充当するものでございます。

次の6目土木費国庫補助金につきましては、4億6,563万5,000円で、前年度比較1億5,197万1,000円の増額でございます。

2節の都市計画費補助金、こちらの上から2つ目の黒ポツ、地方創生道整備推進交付金1億8,300万円を計上したことによるものなどでございます。主に野村桔梗ヶ原土地区画整理事業地内の整備を行うもので、地方再生を行うために必要な市道、林道などを一体的に整備することに伴う国の補助金でございます。

42、43ページをお願いいたします。4節社会教育費補助金の3つ目の黒ポツでございます。地域文化財総合活用推進事業補助金につきましては、文化財保存活用地区計画策定支援業務の委託に伴うもの、また、その下の重要文化財等防災施設整備費補助金につきましては、奈良井の中村家の火災報知器設置工事に伴う補助金を計上したことによるものでございます。

46、47ページをお願いいたします。16款の県支出金の主なものにつきましては、国庫支出金同様でございますので、割愛をさせていただきます。

52、53ページをお願いいたします。3項1目総務費委託金につきましては1億6,415万9,000円で、前年度比較2,808万1,000円の増額でございます。

4節の選挙費委託金のうち、衆議院議員選挙費委託金及び参議院議員選挙費委託金を計上したことによるものなどでございます。

次に、17款1項1目財産貸付収入につきましては6,836万8,000円で、前年度比較398万3,000円の増額でございます。一番下の黒ポツですが、総合体育館の施設命名権収入150万円を計上したことによるものなどでございます。

56、57ページをお願いいたします。19款2項1目基金繰入金につきましては11億7,054万円で、前年度比較3億6,027万円の増額でございます。1節の財政調整基金繰入金につきましては、前年度比較で3億円増の6億円ですし、3節の福祉基金繰入金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、未来につなぐ医療確保基金へ積み立てるものでございます。

60、61ページをお願いいたします。21款3項2目中小企業融資あっせん資金預託金元利収入につきましては

26億3,000万円で、前年度比較16億6,000万円の増額です。新型コロナウイルス感染症対策として増額したものでございます。

64、65ページをお願いいたします。21款5項4目雑入のうち主なものにつきましては、3節衛生費雑入のうち、下から3つ目の黒ポツ、後期高齢者医療広域連合補助金3,849万2,000円につきましては、新たに高齢者の保健事業及び介護予防等を一体的に実施するというに伴いまして1,800万円余の増額を見込むものでございます。

66、67ページをお願いいたします。8節消防費雑入の1つ目の黒ポツ、消防団員退職報償金1,980万円につきましては、消防団の退団予定者の増加に伴いまして、前の年から810万円を増額するものでございます。

70、71ページをお願いいたします。22款市債のうち、主なものを申し上げます。まず、1項2目民生債につきましては2億2,910万円で、前年度比較1億8,480万円です。大門保育園の改修に伴うものでございます。

72、73ページをお願いいたします。5目の商工債につきましては8,950万円で、前年度比較7,470万円の増額です。地場産業振興センター改修事業に伴う過疎対策事業債の増額によるものでございます。

6目土木債につきましては6億1,710万円で、前年度比較9,970万円の増額でございます。

2節の都市計画債の1つ目の黒ポツ、公共事業等債1億6,470万円の増額によるもので、先ほど申し上げました野村桔梗ヶ原土地区画整理事業地内の道路整備に伴うものでございます。

一番下の8目教育債につきましては1億6,000万円で、15億3,210万円の減額です。総合体育館整備事業の完了に伴うものなどでございます。

74、75ページをお願いいたします。9目臨時財政対策債につきましては、地方財政計画及び本市の状況などから15億2,100万円で、前年度比較5億7,000万円の増額を見込むものでございます。歳入の説明は以上となりますので、7ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為につきましては、土地開発公社の借入れに対する債務負担保証、また、合併処理浄化槽排水設備改造資金の融資償還に対する損失補償のほか、今泉南テクノヒルズ基盤整備事業につきましては、1区画の借地権設定期間延長に伴いまして、期間及び限度額を変更するものでございます。また、一番下の道路台帳等電子化委託につきましては、現在、マイラーフィルムという特殊な紙で管理をしております道路台帳の電子化を図るものでございます。

8、9ページをお願いいたします。第3表地方債につきましては、それぞれ、ここに記載をしております起債の限度額及び起債の方法などを定めるものです。説明につきましては、以上でございます。

○委員長 それでは、説明を受けました歳入全般の質疑を行いたいと思います。質問等がございましたらお願いします。

○永田公由委員 37ページの一番上の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金というのがあって、総額だと補助金まで入れると3億8,000万円ぐらいになっているのですが、これは接種の対象人数というのは、今、人口は6万7,000人弱ですが、子どもたちは除くというようなことがあるのですけれども、大体何人ぐらいを対象としてきているわけですか。もし、分かればいいです。

○財政課長 接種に関しましては、一応、子どもを除く全市民ということで想定をしておりますが、詳細については係長からお答え申し上げます。

○財政係長 こちらの接種対策費負担金につきましては、予算積算の段階で16歳以上ということで5万7,330

人を基礎として、掛ける2回分。これは国で単価が決まっております、1回当たり2,277円、税込みですけれども、こちらの分と、あとは予診のみの場合もあるものですから、予診のみの場合は1回当たり1,694円。これは、何人か分からないものですから、5,000回分ということで予算を計上しております、こちらは10分の10で国から来るものでありまして、実績に応じて増減するものであります。以上です。

○山口恵子委員 今のに関連してお聞きます。ワクチン接種対策推進室では、対象者の7割が実施する、掛ける70%で人数を出しているのですけれども、それとは別で、これは全員接種した場合という想定の数値なのかお聞きます。

○財政係長 国で予算を立てるに当たりまして、一応、9月までの所要額を全て計上するというようになっておりまして、何人受けるか分からないものですから、予算の段階では全員分を見ております。以上です。

○山口恵子委員 9月までということでありましたが、国の計画もどんどんずれ込んでいて、1年間計画だと来年2月頃が一応最終、今の段階では少し延びていてずれ込んでいるので、その分の予算措置も必要になるのですけれども、それが国でしっかり決まった段階で、また歳入という形で補正予算を組むということによろしいですか。

○財政課長 おっしゃるとおり、どんどん国の予定というのはずれ込んでおりまして、まして、内容もどんどん変わっております。この補助金につきましても、当初予定された金額よりも倍額になるというような情報も入っておりますので、また、適切な時期に歳入歳出、それぞれ補正等を対応させていただきたいと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 22ページの11款の地方交付税ですけれども、2億7,500万円減額されて計上されていますが、実際に、算出台帳というのですか、これだけ財政が悪化しているから、もう少し地方交付税は上がって当然かと思うのですが、何か大きな要因というのはあるのですか。

○財政課長 まず、大きな要因としましてはコロナの関係がございまして、地方だけではなくて、国の税収そのものが減っているというようなことがございます。あと、もう1つ、その関係では国の税収が減っているものだから、地方交付税ではなくて臨時財政対策債というものに振り替えられております。そちらは、前の年から5億7,000万円ほど増えているというような状況で、地方交付税と臨時財政対策債、こちらを合わせた総額では前の年を上回っているというような状況でございます。また、特に令和3年度普通交付税につきましては、基準財政収入額というものと基準財政需要額という2つの歳入歳出の決算がございまして、特に基準財政収入額に関しては、主な、例えば、個人市民税とか法人市民税については、前の年の実績額が算定項目になるものですから、コロナの影響を受ける前の算定となっております。固定資産税につきましては、令和3年度の調定予定額というような仕組みもございまして、どうしても現状とはタイムラグが出てくると、そんな実情もございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○委員長 ほかにございますか。

○永田公由委員 予算概要でお聞きしたいのですけれども、いわゆる地方債残高が300億円を超えて、そのうち臨時財政対策債が141億円で、実質的には160億円ぐらいなのですから、臨時財政対策債というのは、本当に100%、後年度で交付税措置されるのか。

○財政課長 臨時財政対策債につきましては、国の交付税の算定において100%理論的に参入をされるということ

とで、交付税の中で算定された借入れの条件額というのがありますけれども、それを目いっぱい借りても借りなくても、その算定をされた額に関しては、後年度において必ず普通交付税の算定の中には入ってまいります。ただし、これまでも何回か永田委員から御質問をいただいておりますが、普通交付税全体を計算する中で、それぞれ包括算定だとか補正係数だとか調整率というものもあるものですから、臨時財政対策債に関しては必ず参入はされてはいますけれども、全体で調整されている可能性はないとは言い切れないというような状況でございます。

○永田公由委員 これが一番マジックがあるところで、見ると結局国から来ている金額というのが、ほとんど変わらないのです、毎年。これが増えたからといって、では、その次の年に2億円なり3億円なり増えているかという、そうではなくて、大体横一線みたいな感じの数字なのです。何か、地方が国にうまくやられてたまされて、最終的には地方で借金を返せというようなことが言われなかつたかと思うのですけれども、いいです、分かりました。

○委員長 ほかによろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第25号令和3年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号中、当委員会に付託されました部分につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本日の委員会は終了とし、明日午前10時から再開をいたします。御苦労さまです。

午後3時52分 閉会

令和3年3月16日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長

印